

第2期中種子町自殺対策計画

(令和7年度～令和11年度)

いのち支え合うなかたね

～誰も自殺に追い込まれることのない中種子町を目指して～

令和7年3月

鹿児島県 中種子町

ごあいさつ

我が国では、平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は 3 万人台から 2 万人台に減少するなど、着実に成果を上げています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加するなど、決して楽観できる状況にはありません。

本町においても数人の方が自殺により命を落としており、特に男性の平成 25 年から令和 4 年までの平均自殺死亡率は全国、鹿児島県平均を上回っており、非常に深刻な状態が続いております。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人一人の生活を守るという姿勢で、総合的に取り組む必要があります。

このような中、本町では、国の「自殺総合対策大綱」や前期計画の取組の成果や課題を踏まえ、「第 2 期中種子町自殺対策計画」を策定いたしました。

これまでの取組に加え、保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関との連携をさらに強化するとともに、既存事業を最大限活用し、自殺対策を総合的に推進することで、誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを目指してまいります。町民の皆様にはより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提案を賜りました中種子町自殺対策計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただいた皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和 7 年 3 月

中種子町長 田渕川 寿広



～ 目 次 ～

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の根拠.....	1
3 計画の期間.....	2
4 第4次自殺総合対策大綱の概要.....	2
5 鹿児島県第2期自殺対策計画の概要.....	3
6 孤独・孤立対策の重点計画.....	4
7 計画の策定方法.....	5
8 計画の数値目標.....	5
第2章 本町の自殺に関する状況	6
1 統計データからみる本町の自殺の状況.....	6
2 住民意識調査の結果分析.....	11
3 本町で重点的に支援を展開する対象者.....	21
第3章 第1期計画の実施状況	23
1 生きる支援関連施策の実施状況.....	23
2 基本施策ごとの評価指標の達成状況.....	27
第4章 基本理念等	29
1 基本理念.....	29
2 基本施策・重点施策.....	29
3 施策の体系.....	30
第5章 いのちを支える自殺対策における取組	31
第1節 基本施策.....	31
1 地域におけるネットワークの強化.....	31
2 自殺対策を支える人材の育成.....	39
3 町民への啓発と周知.....	41
4 生きることの促進要因への支援.....	43
5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育.....	46
第2節 重点施策対象者.....	47
1 勤務・経営.....	47
2 高齢者.....	48
3 生活困窮者.....	49

第6章 生きる支援関連施策.....	51
第7章 計画の推進.....	61
1 町民等への啓発と周知.....	61
2 自殺対策を支える人材の育成.....	61
3 地域におけるネットワークの強化.....	61
4 計画の点検・評価.....	61
資料編.....	62
1 中種子町自殺対策計画策定委員会設置要綱.....	62
2 中種子町自殺対策計画策定委員会委員名簿.....	64
3 各種相談窓口.....	65

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺リスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスク低下を推進していく必要があります。

我が国の自殺対策は平成18年に自殺対策基本法が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。

しかし、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は11年ぶりに前年を上回りました。特に、小中高生の自殺者数は、自殺者の総数が減少傾向にある中においても、増加傾向となっており、令和2年には過去最多、令和3年には過去2番目の水準になりました。このように非常事態はいまだ続いており、決して楽観できる状況にはありません。

近年の自殺に関する情勢や令和4年10月に閣議決定された「第4次自殺総合対策大綱」や令和6年3月に策定された「鹿児島県第2期自殺対策計画」等を踏まえ、「第2期中種子町自殺対策計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の根拠

本計画は、自殺対策基本法第13条2項に定める「市町村自殺対策計画」として、本町の実情を踏まえた自殺対策を推進するために策定します。

【根拠法令（抜粋）】

自殺対策基本法（第13条2項）

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、取組の進捗状況や本町の自殺の実態、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 第4次自殺総合対策大綱の概要

令和4年10月に閣議決定された「第4次自殺総合対策大綱」の概要は以下のとおりです。

【「自殺総合対策大綱」(令和4年10月閣議決定)(概要)】

【基本理念】

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」

【自殺の現状と自殺総合対策における基本認識】

- (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- (2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- (4) 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

【自殺総合対策の基本方針】

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

5 鹿児島県第2期自殺対策計画の概要

鹿児島県の自殺者数は、平成10年以降500人前後で推移し、その後、平成18年から平成28年までは減少傾向となっていました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和4年は7年ぶりに自殺者数が300人を超え、依然として年間で300人近い方が自ら命を絶っていることから、深刻な事態が続いています。

このような状況の中で、誰も自殺に追い込まれることのない鹿児島県の実現を目指して、令和6年3月に「鹿児島県第2期自殺対策計画」が策定されています。

基本理念	誰も自殺に追い込まれることのない鹿児島県を目指す
基本認識	<ol style="list-style-type: none"> 1 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である 2 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態が続いている 3 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進 4 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 生きることの包括的な支援として推進 <ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持つ旨を明確化 2 本県の全事業の中から、「生きる支援」に関連する事業を総動員し、既存事業を最大限活かして、総合的な対策を推進 <ul style="list-style-type: none"> → 全庁的な取組として、自殺対策を推進する 3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動 4 実践と啓発を両輪として推進 5 県・市町村、関係団体等及び県民の役割を明確化し、その連携・協働を推進 6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する <ul style="list-style-type: none"> ・自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮
基本施策・重点施策	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">基本施策</p> <p style="font-size: small; margin: 5px 0;">全国的に実施することが望ましいとされている施策</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民への啓発と周知 2 生きることの促進要因への支援 3 地域におけるネットワークの強化 4 自殺対策を支える人材の育成 5 市町村等への支援の強化 </div>
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">重点施策</p> <p style="font-size: small; margin: 5px 0;">鹿児島県において対応すべき課題に対する施策 (自殺実態プロフィールより)</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者に対する取組 2 ハイリスク者(自殺未遂者等)に対する取組 3 子ども・若者に対する取組 4 被雇用者・勤め人に対する取組 5 生活困窮者に対する取組 6 女性に対する取組 </div>
数値目標	<p>令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少 平成27年19.0 → 令和8年13.3以下 本計画の運用期間(令和6年～10年)では、令和10年で13.3以下 ※ 自殺死亡率:人口10万人当たりの自殺者数</p>
推進体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 鹿児島県自殺対策連絡協議会 (関係機関・団体との連携強化、計画の進捗管理・評価等の実施) 2 鹿児島県自殺対策庁内連絡会議 (全庁的な自殺対策の推進) 3 市町村自殺対策計画の推進 (県自殺予防情報センターによる助言・指導等) 4 その他市町村等への支援の強化 (自殺対策に資する事業に対する技術的支援や助言、人材養成等)

6 孤独・孤立対策の重点計画

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症の拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで、孤独・孤立の問題が一層深刻化しています。女性や若者の自殺の増加などは、孤独・孤立の問題も要因の一つと考えられます。

国では、令和3年12月に相談支援体制の整備、居場所の確保、NPO等の活動へのきめ細やかな支援などを盛り込んだ孤独・孤立対策の重点計画を策定し、令和4年12月に見直しが行われています。計画の概要は以下のとおりです。

【孤独・孤立対策の重点計画 概要】

【孤独・孤立対策の基本理念】

- 1 孤独・孤立双方への社会全体での対応
- 2 当事者や家族等の立場に立った施策の推進
- 3 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

【孤独・孤立対策の基本方針】

- 1 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
 - (1) 孤独・孤立の実態把握
 - (2) 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信
 - (3) 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備
- 2 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
 - (1) 相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)
 - (2) 人材育成等の支援
- 3 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
 - (1) 居場所の確保
 - (2) アウトリーチ型支援体制の構築
 - (3) 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等
 - (4) 地域における包括的支援体制の推進
- 4 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する
 - (1) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援
 - (2) NPO等との対話の推進
 - (3) 連携の基盤となるプラットフォームの形成
 - (4) 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

7 計画の策定方法

(1) 中種子町自殺対策計画策定委員会

本計画を地域の実情に即した実効性のある内容とするために、「中種子町自殺対策計画策定委員会」を開催して協議し、計画内容の検討を行いました。

(2) 住民アンケート調査

本計画の基礎資料とするため、住民アンケート調査を実施しました。

① 対象者

無作為抽出した本町在住で20歳以上の方

② 実施時期、実施方法

令和6年8月から9月まで実施、郵送による配布、郵送及びWEBによる回収

③ 配布数、有効回答数、有効回答率

配布数	有効回答数	有効回答率
1,000件	519件	51.9%

(3) パブリックコメントの実施

計画案に対し、広く住民の意見を聴取・反映することを目的に、令和7年2月7日から2月17日までパブリックコメントを実施しました。

8 計画の数値目標

自殺対策を通じて最終的に本町が目指すところは、国の自殺総合対策大綱にあるとおり「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」です。

本町では数人の方が自殺で亡くなっているという状況もあることから、計画最終年度の令和11年度まで年間自殺者数を0人とするを本計画の数値目標とします。

第2章 本町の自殺に関する状況

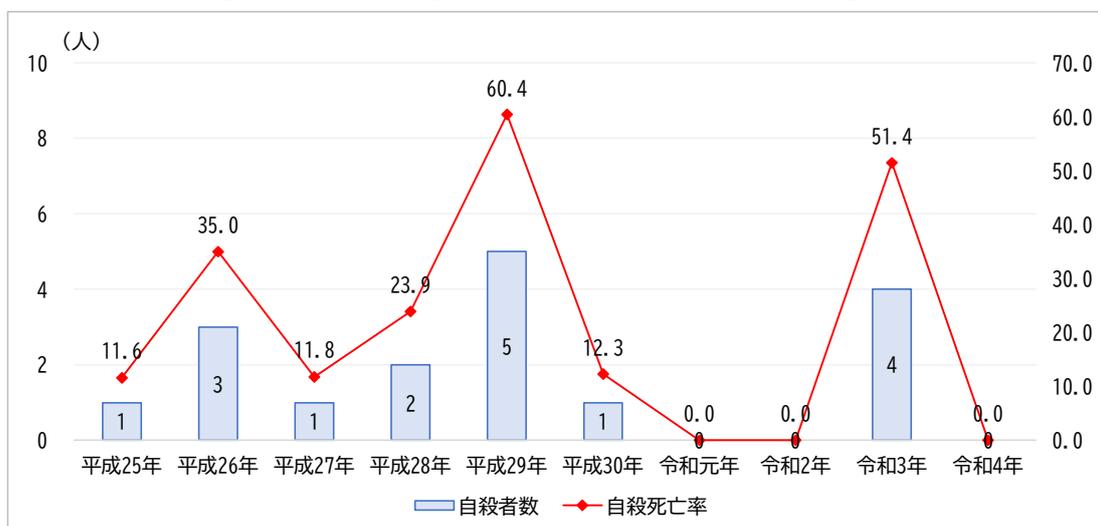
1 統計データからみる本町の自殺の状況

(1) 自殺者数・自殺死亡率の推移

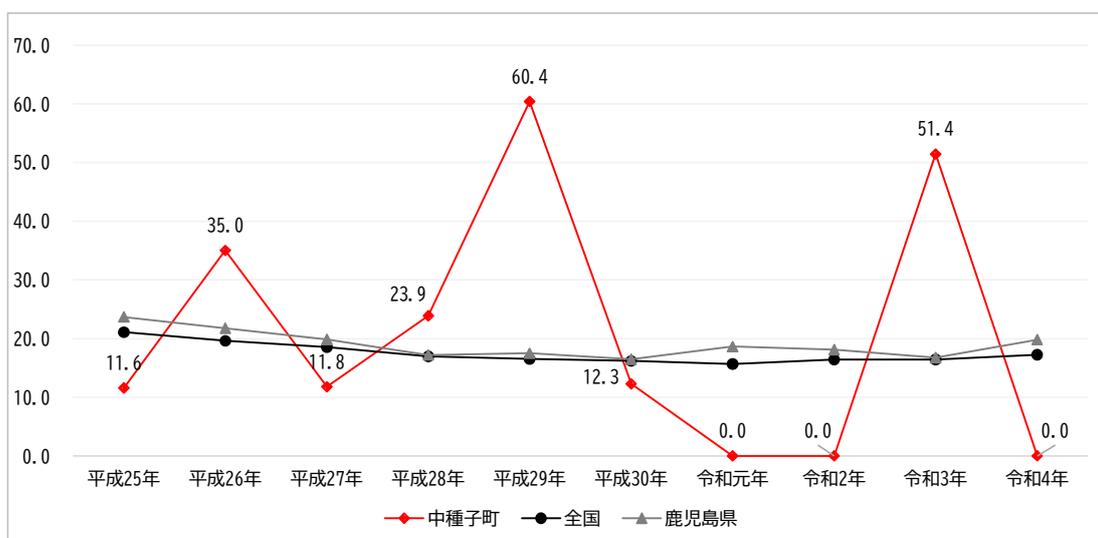
図1-1のとおり、本町の令和4年の自殺者数は0人、自殺死亡率は0.0となっています。

また、本町・全国・鹿児島県の自殺死亡率の推移（図1-2）をみると、平成26年、平成28年、平成29年、令和3年で全国、鹿児島県平均を上回っています。

【図1-1 中種子町 自殺者数・自殺死亡率の推移】



【図1-2 中種子町・全国・鹿児島県の自殺死亡率の推移】

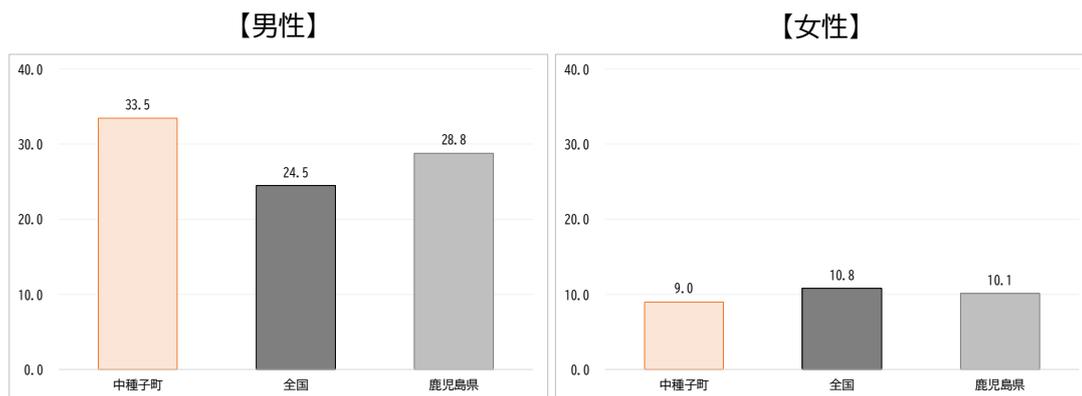


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

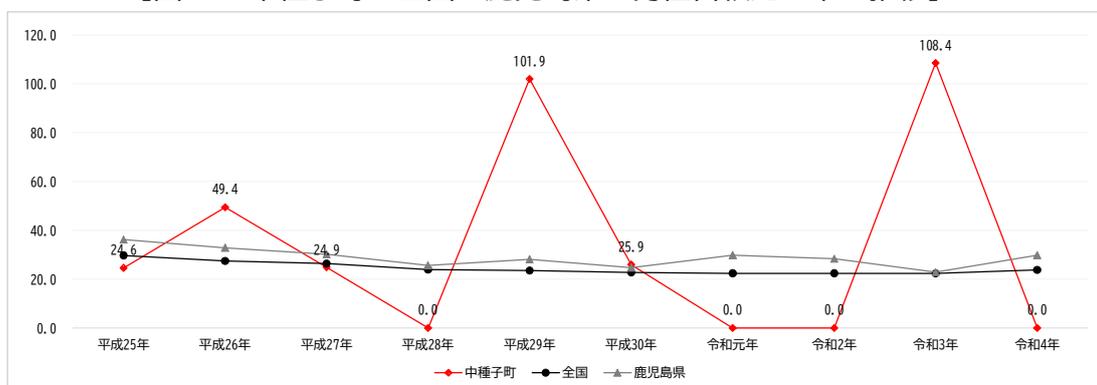
(2) 性別自殺死亡率の推移

平成25～令和4年（平均）本町・全国・鹿児島県の性別死亡率（図2-1）をみると、本町の性別自殺死亡率は男性が33.5、女性が9.0となっています。また、本町と全国、鹿児島県平均の平成25～令和4年（平均）性別自殺死亡率を比較すると、男性で全国、鹿児島県平均より高くなっています。

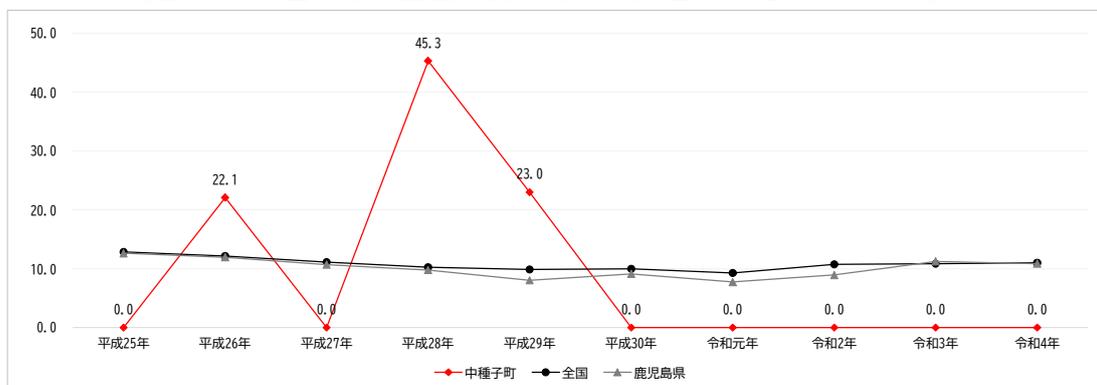
【図2-1 平成25～令和4年平均 中種子町・全国・鹿児島県性別自殺死亡率】



【図2-2 中種子町・全国・鹿児島県の男性自殺死亡率の推移】



【図2-3 中種子町・全国・鹿児島県の女性自殺死亡率の推移】

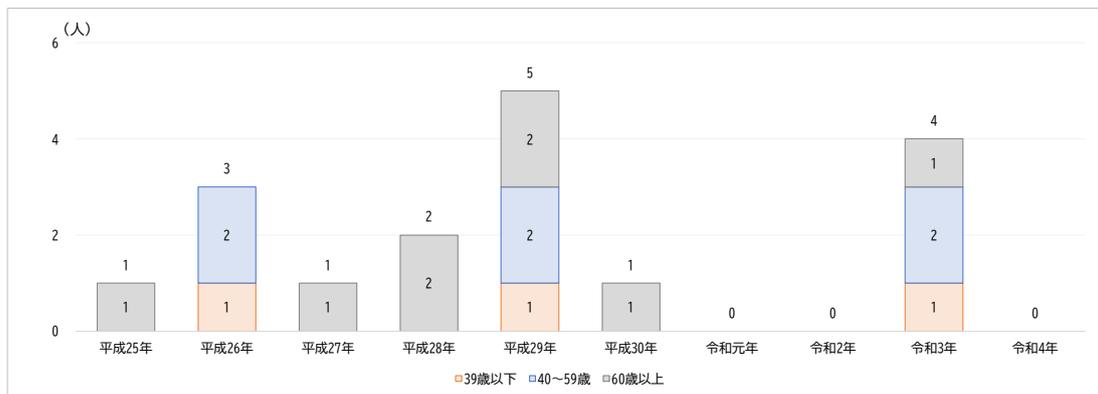


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

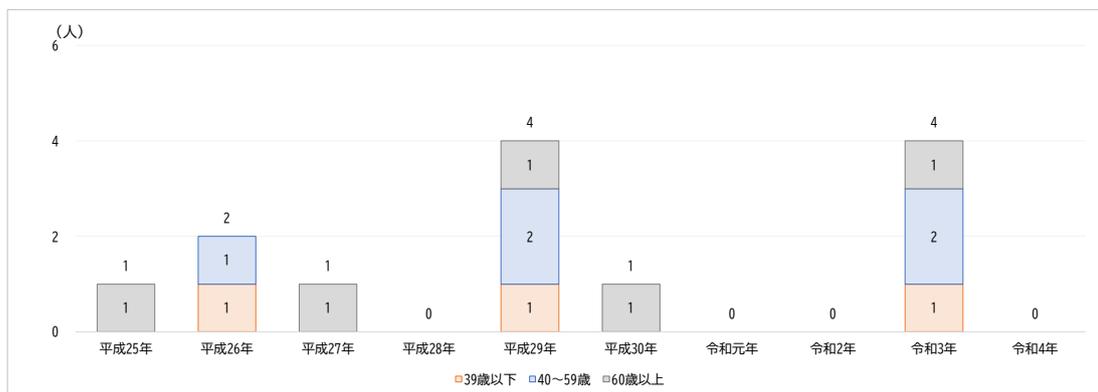
(3) 年代別自殺者数・性別年代別自殺者数の推移

平成25～令和4年の年代別自殺者数は、39歳以下が3人、40～59歳が6人、60歳以上が8人となっています。

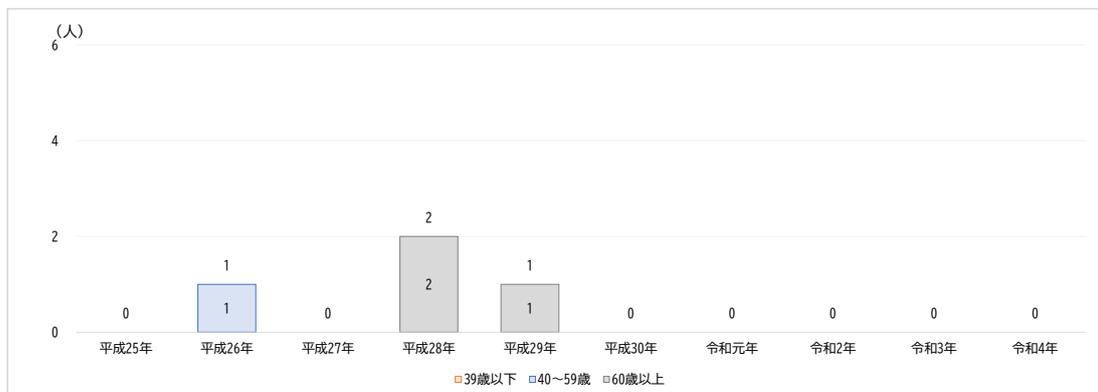
【図3-1 中種子町の年代別自殺者数の推移】



【図3-2 中種子町の男性年代別自殺者数の推移】



【図3-3 中種子町の女性年代別自殺者数の推移】

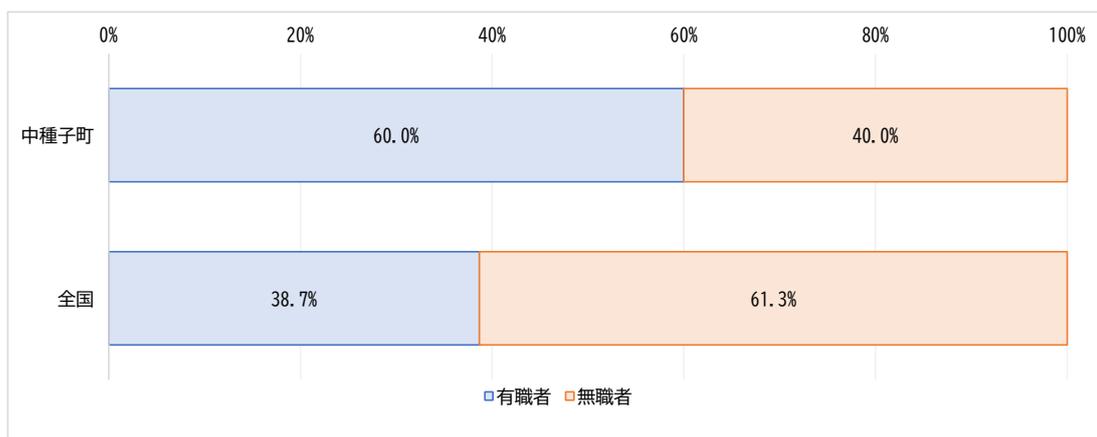


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(4) 有職者・無職者別の状況

本町の平成30～令和4年平均の有職者・無職者別自殺者数構成割合は、「有職者」が60%、「無職者」が40%となっています。全国平均と比較して、「有職者」の割合が高くなっています。

【図4-1 平成30～令和4年平均 自殺者の有職者・無職者の構成割合（中種子町・全国）】



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(5) 高齢者の自殺者の状況

本町の平成30～令和4年の高齢者自殺者数の状況をみると、「男性70歳代同居人あり」が1人、「男性70歳代同居人なし」が1人となっています。

同居人の有無		中種子町自殺者数		中種子町割合		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	0人	0人	0.0%	0.0%	13.4%	10.0%
	70歳代	1人	1人	50.0%	50.0%	14.9%	8.4%
	80歳以上	0人	0人	0.0%	0.0%	11.9%	5.2%
女性	60歳代	0人	0人	0.0%	0.0%	8.5%	2.8%
	70歳代	0人	0人	0.0%	0.0%	9.1%	4.3%
	80歳以上	0人	0人	0.0%	0.0%	7.0%	4.3%
合計		2人		100.0%		100.0%	

出典：地域自殺実態プロファイル2023

(6) 地域自殺実態プロフィールからみる本町の特徴

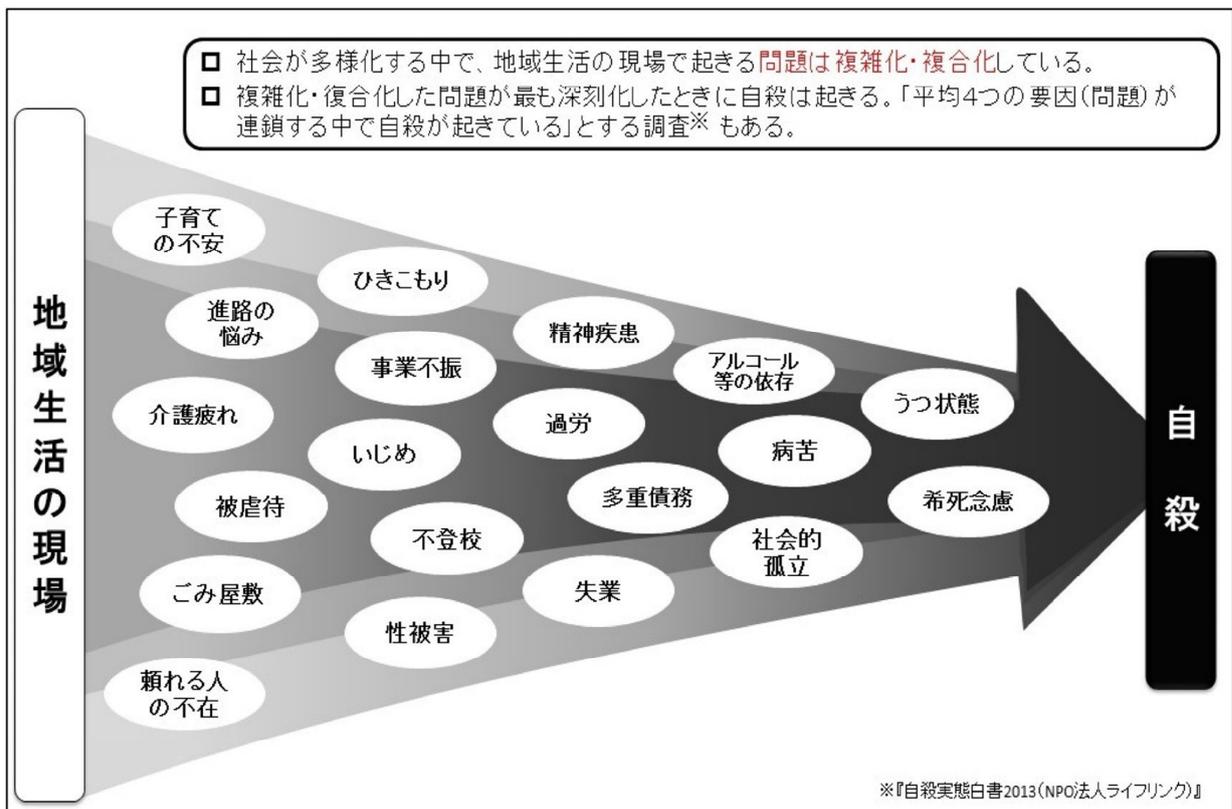
国から提供された「本町の主な自殺の特徴」は以下のとおりとなっています。

【地域の主な自殺者の特徴（平成30～令和4年合計）】

区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路例 (注)
1位:男性 40～59歳 有職同居	2人	40.0%	61.5	配置転換→過労→職場環境の変化+仕事の悩み→うつ状態→自殺
2位:男性 20～39歳 無職同居	1人	20.0%	651.3	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】進路の悩み→将来悲観→うつ状態→自殺
2位:男性 60歳以上 無職独居	1人	20.0%	125.5	失業(退職)→生活環境の変化→うつ状態→将来生活への不安→自殺
2位:男性 60歳以上 有職独居	1人	20.0%	27.5	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール等依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→生活の不安+介護疲れ→うつ状態→自殺

出典：中種子町地域自殺実態プロフィール2023

(注)「背景にある主な自殺の危機経路例」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではありません。



出典：厚生労働省「市町村自殺対策計画策定の手引」

2 住民意識調査の結果分析

本計画の策定の基礎資料とするため、住民のこころの健康状態と心の病気や自殺に対する意識・認識に関するアンケート調査を実施しました。

(1) 調査の概要

① 調査実施時期

令和6年8月から9月まで

② 調査実施方法

郵送による配布、郵送及びWEBによる回収

③ 調査対象者

無作為抽出した本町在住の20歳以上の方

④ 配布数、有効回答数、有効回答率

配布数	有効回答数	有効回答率
1,000件	519件	51.9%

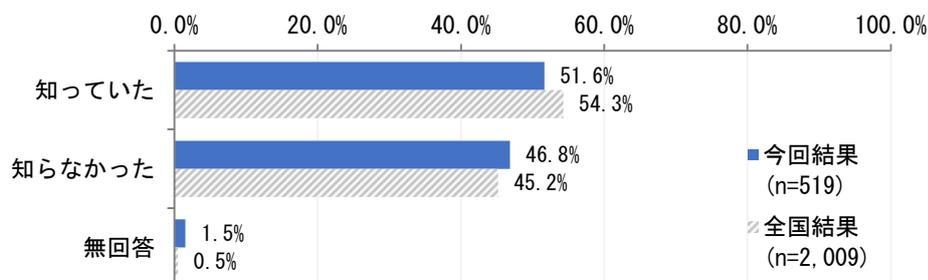
⑤ 統計処理について

- ・ 図表中の「n」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ・ 回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・ 2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ・ 集計表の比率については小数点第2位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。
- ・ 調査結果比較グラフの「全国結果」は国が令和3年度に実施した「自殺対策に関する意識調査」の結果となっています。

(2) 調査結果

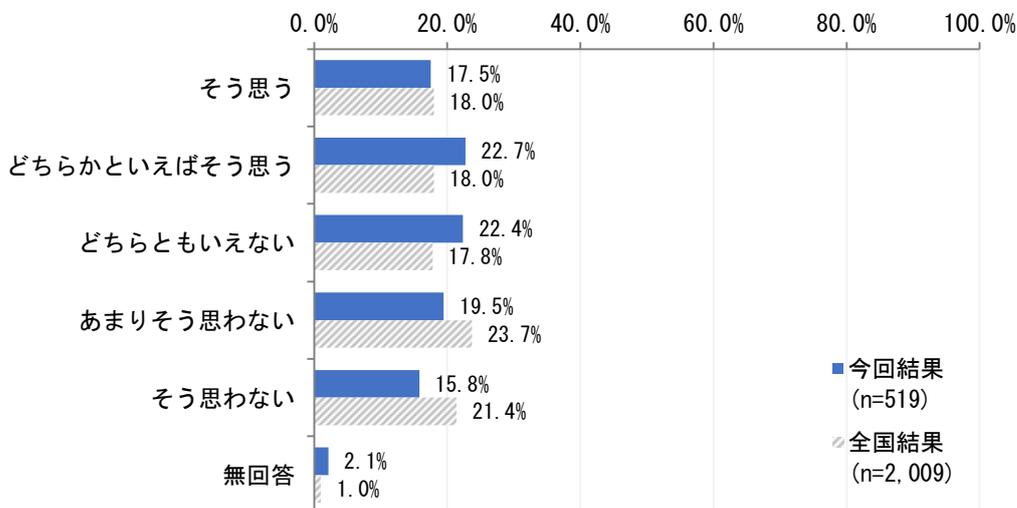
① 毎年、多くの方が自殺で亡くなっていることを知っているか

「知っていた」が51.6%、「知らなかった」が46.8%となっています。全国結果と比較し、「知っていた」が2.7ポイント下回っています。

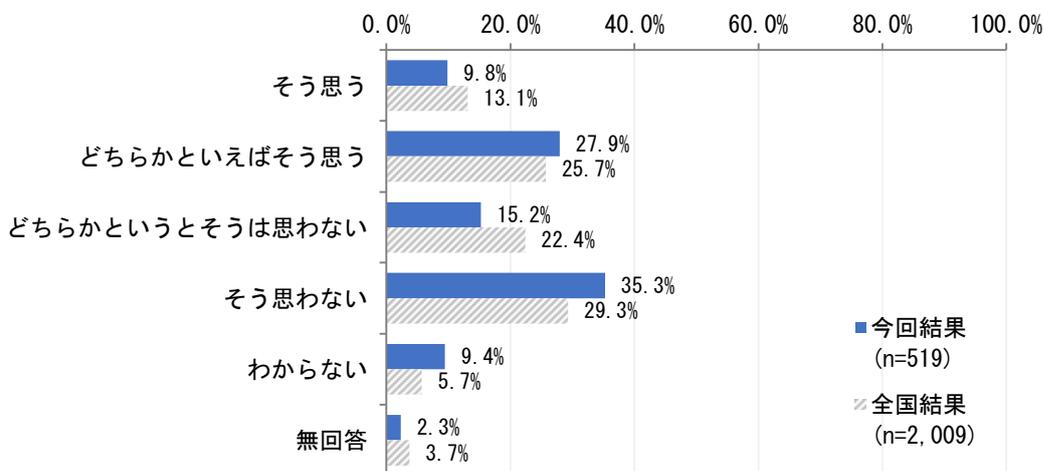


② 自殺対策は自分自身に関わる問題だと思うか

「そう思う」(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)が40.2%となっています。全国結果と比較し4.2ポイント上回っています。



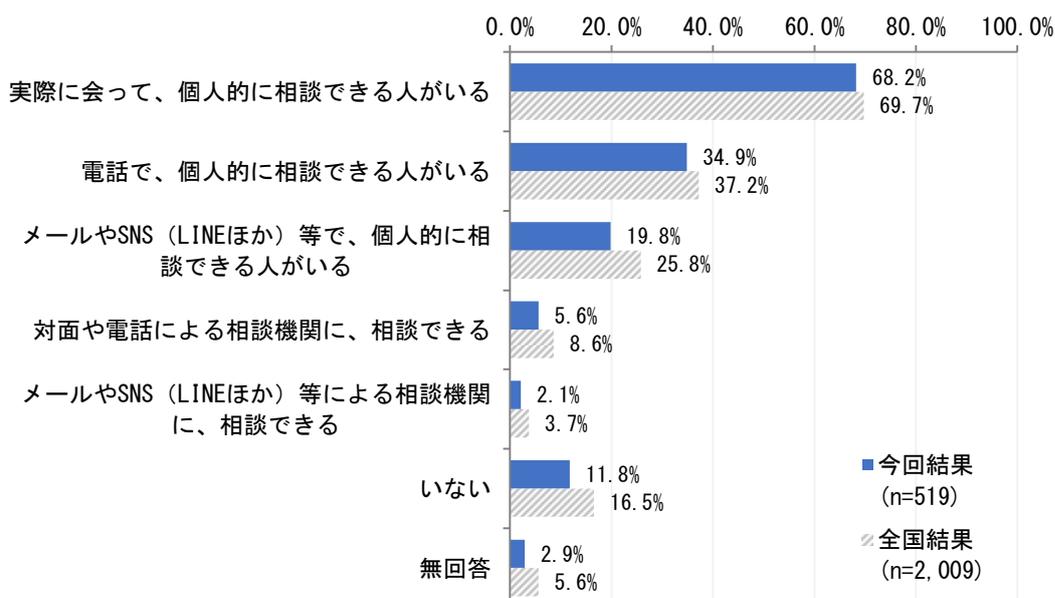
③ 誰かに悩みを相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じるか
 「そう思う」（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が
 37.7%となっています。全国結果と比較し 1.1 ポイント下回っています。



④ あなたの不満等を受け止め、耳を傾けてくれる人はいると思うか

「実際に会って、個人的に相談できる人がいる」が 68.2%で最も高く、次いで、「電話で、個人的に相談できる人がいる」34.9%、「メールやSNS（LINEほか）等で、個人的に相談できる人がいる」19.8%となっており、全国結果とほぼ同様となっています。

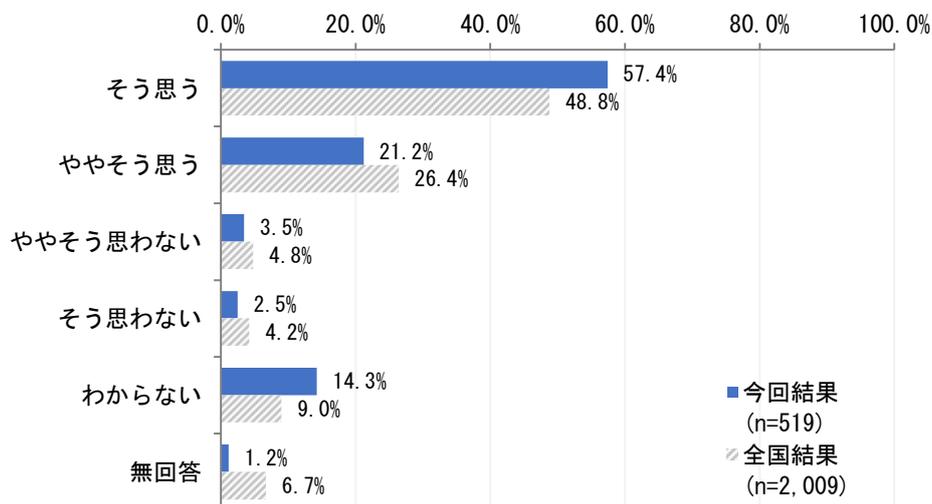
一方で、「いない」が 11.8%となっています。



⑤ 自殺についてどのように思うか

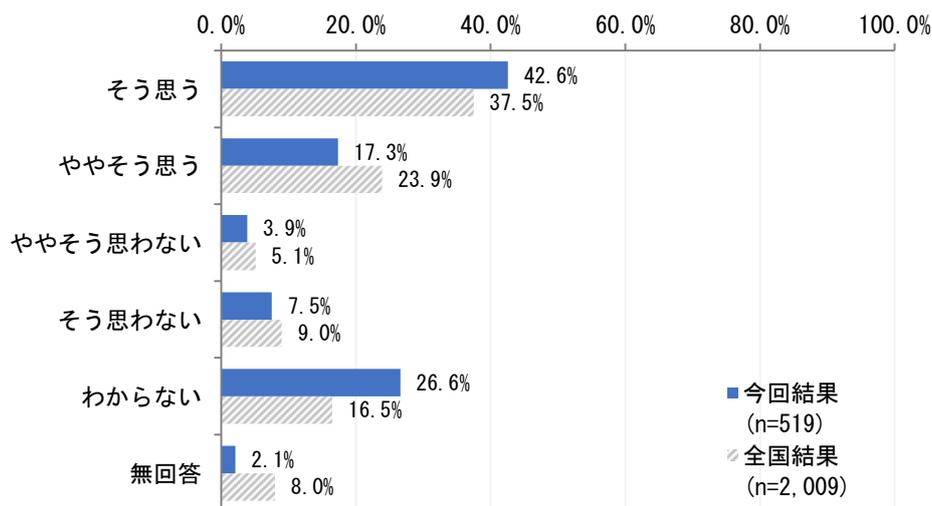
ア) 自殺せずに生きていれば良いことがある

「そう思う」（「そう思う」と「ややそう思う」の合計）が78.6%となっています。全国結果と比較し3.4ポイント上回っています。



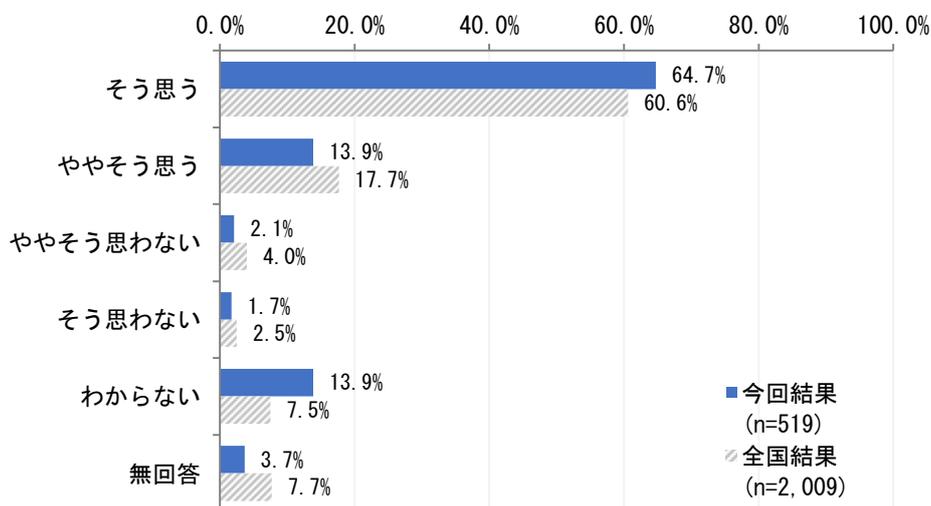
イ) 自殺する人は、直前まで実行するかやめるか気持ちが揺れ動いている

「そう思う」（「そう思う」と「ややそう思う」の合計）が59.9%となっています。全国結果と比較し1.5ポイント下回っています。



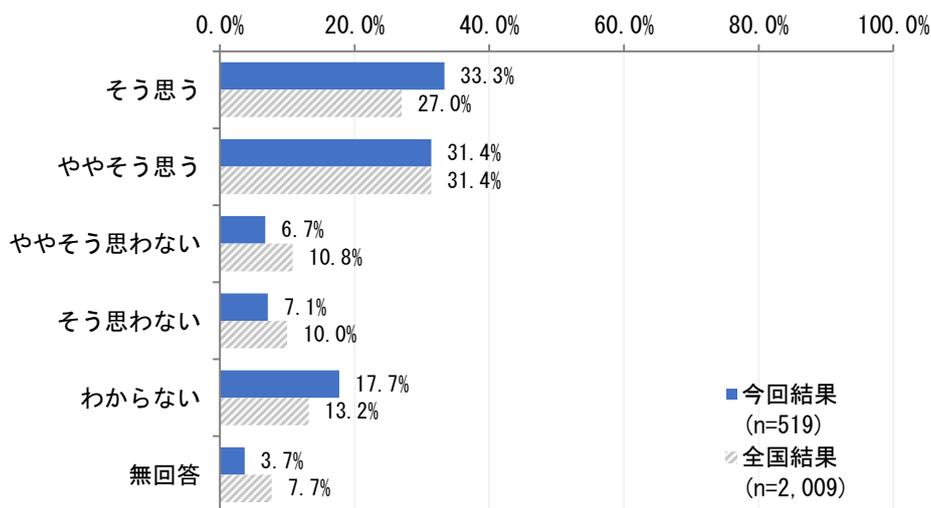
ウ) 自殺する人は、よほどつらいことがあったのだと思う

「そう思う」(「そう思う」と「ややそう思う」の合計)が78.6%となっています。全国結果と比較し0.3ポイント上回っています。



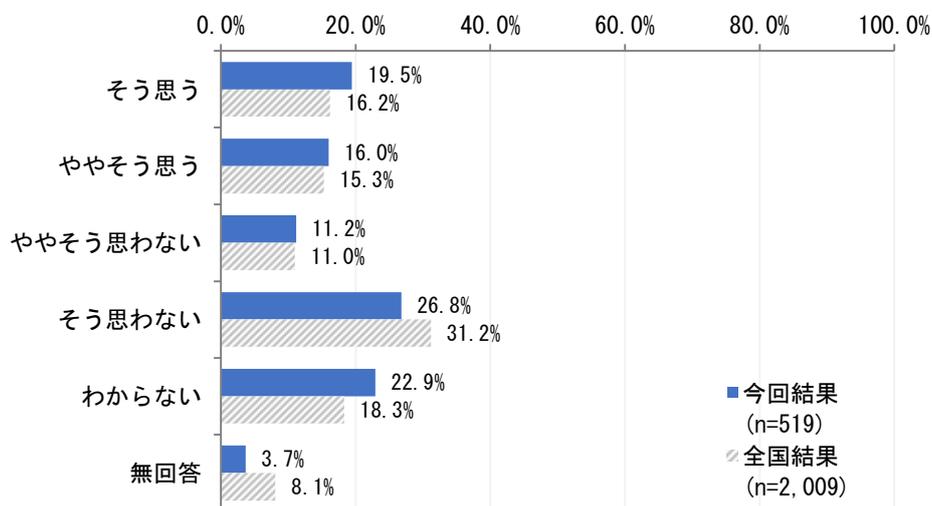
エ) 自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題である

「そう思う」(「そう思う」と「ややそう思う」の合計)が64.7%となっています。全国結果と比較し6.3ポイント上回っています。



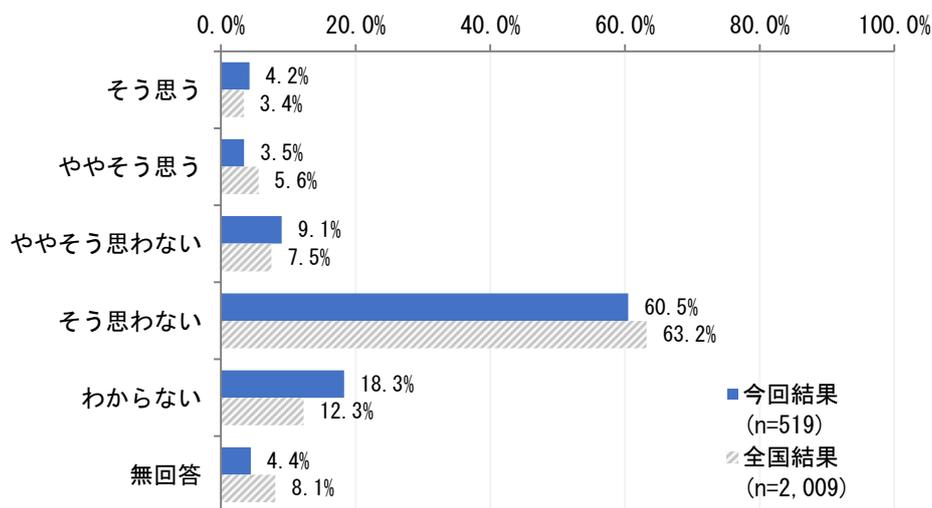
オ) 生死は最終的に本人の判断に任せるべきである

「そう思う」（「そう思う」と「ややそう思う」の合計）が35.5%となっています。全国結果と比較し4.0ポイント上回っています。



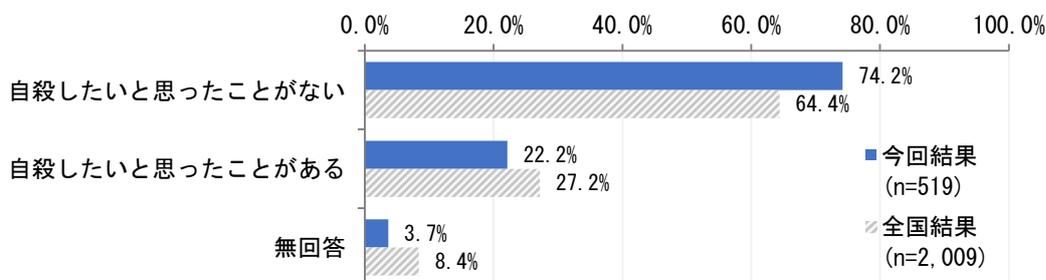
カ) 責任を取って自殺することは仕方がない

「そう思う」（「そう思う」と「ややそう思う」の合計）が7.7%となっています。全国結果と比較し1.3ポイント下回っています。



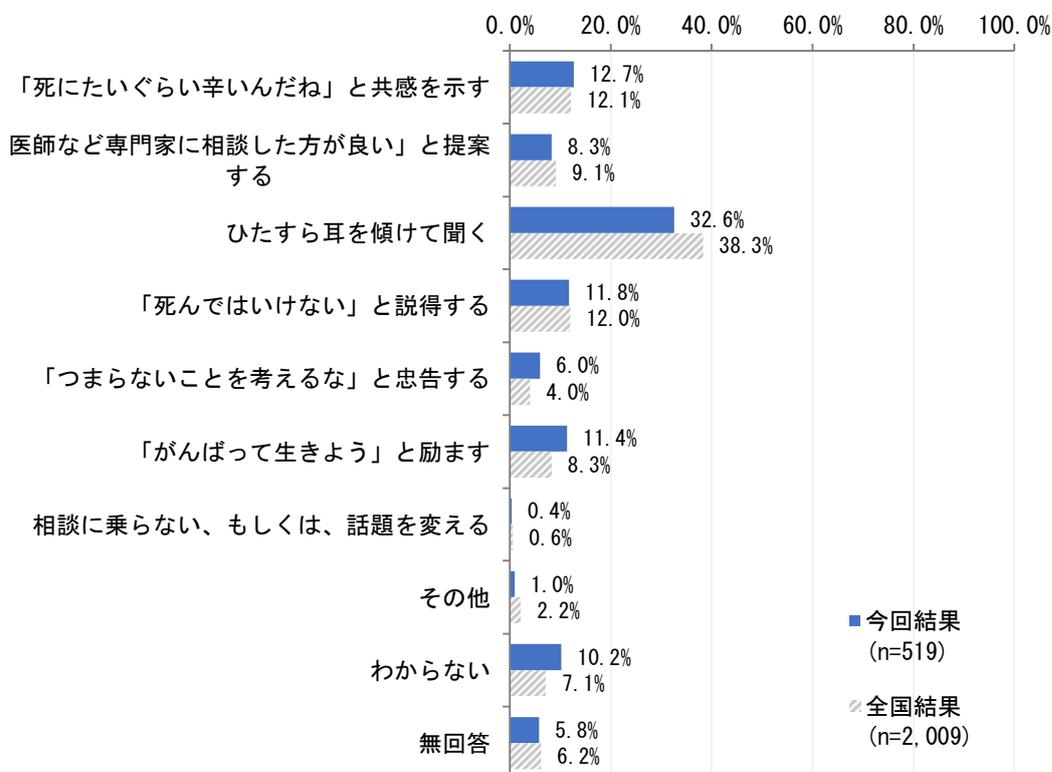
⑥ これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと思ったことがあるか

「自殺したいと思ったことがない」が74.2%、「自殺したいと思ったことがある」が22.2%となっています。全国結果と比較し、「自殺したいと思ったことがない」が9.8ポイント上回っています。

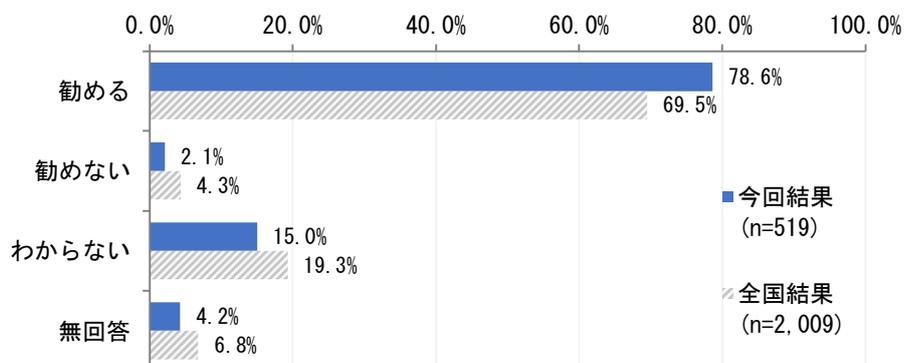


⑦ 身近な人から「死にたい」と打ち明けられたら、どう対応するか

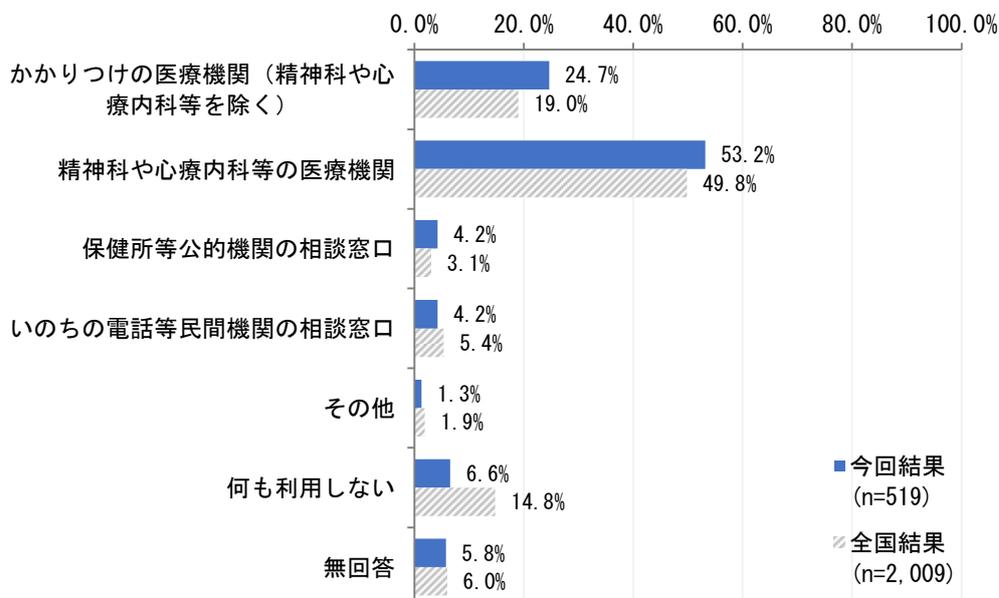
「ひたすら耳を傾けて聞く」が32.6%で最も高く、次いで、「『死にたいぐらい辛いんだね』と共感を示す」12.7%、「『死んではいけない』と説得する」11.8%となっており、全国結果とほぼ同様となっています。



⑧ 身近な人の「うつ病のサイン」に気づいたとき、相談窓口への相談を勧めるか
 「勧める」が78.6%、「勧めない」が2.1%、「わからない」が15.0%となっ
 ています。全国結果と比較し、「勧める」が9.1ポイント上回っています。



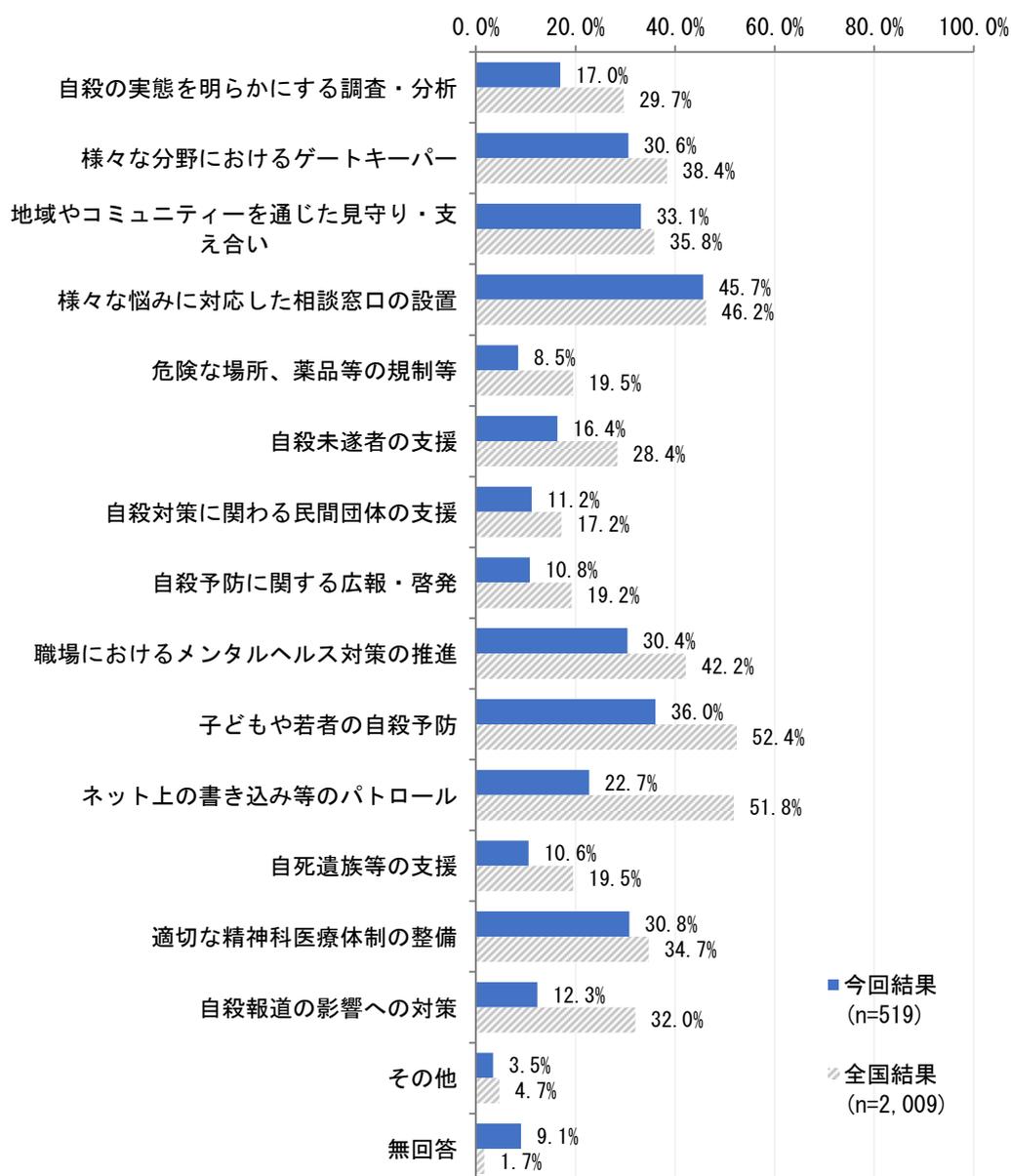
⑨ 自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたら、どこに相談するか
 「精神科や心療内科等の医療機関」が53.2%で最も高く、次いで、「かかりつ
 けの医療機関（精神科や心療内科等を除く）」24.7%、「何も利用しない」6.6%
 となっています。



⑩ どのような自殺対策が有効であると思うか

「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が45.7%で最も高く、次いで、「子どもや若者の自殺予防」36.0%、「地域やコミュニティーを通じた見守り・支え合い」33.1%となっています。

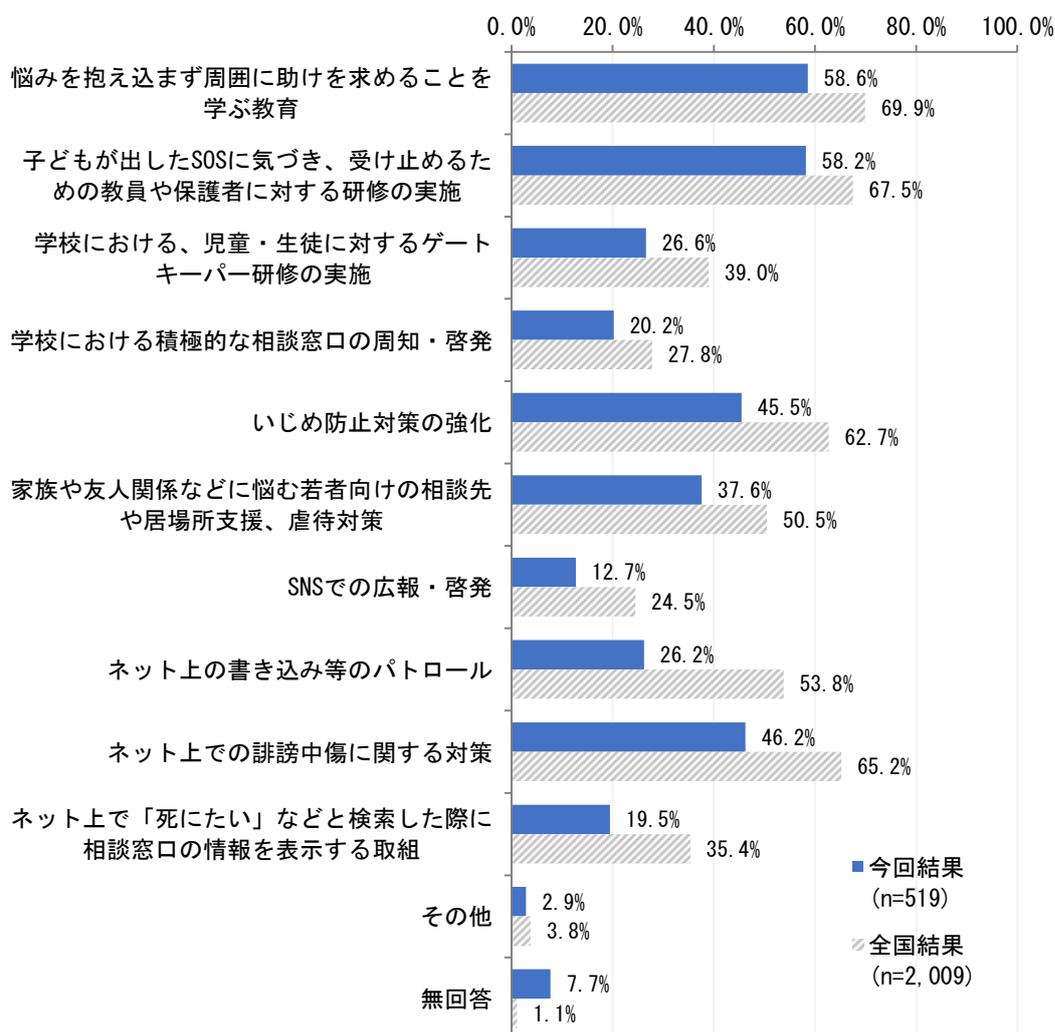
全国結果と比較すると、「ネット上の書き込み等のパトロール」、「子どもや若者の自殺予防」、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」が特に低くなっています。



⑪ 子ども・若者向けに、どのような自殺対策が有効であると思うか

「悩みを抱え込まず周囲に助けを求めることを学ぶ教育」、「子どもが出したSOSに気づき、受け止めるための教員や保護者に対する研修の実施」が58.2%で最も高く、次いで、「ネット上での誹謗中傷に関する対策」46.2%となっています。

全国結果と比較すると、「ネット上の書き込み等のパトロール」、「ネット上での誹謗中傷に関する対策」が特に低くなっています。



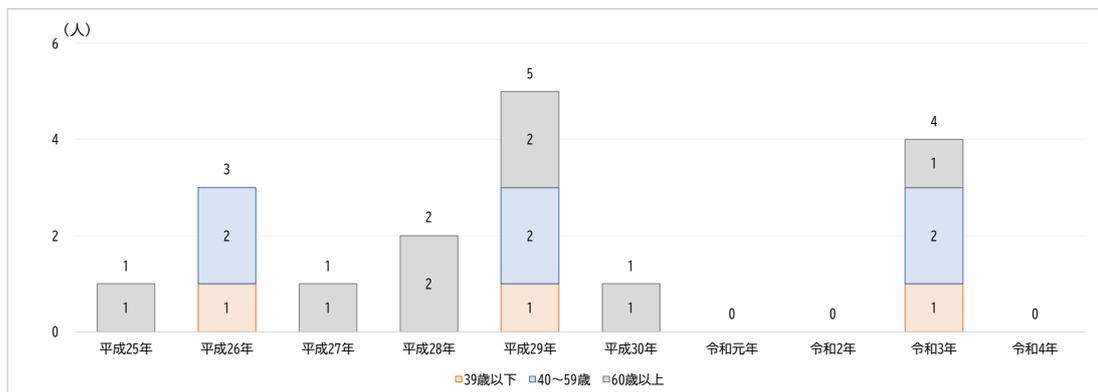
3 本町で重点的に支援を展開する対象者

(1) 年代別の状況

平成25～令和4年の年代別自殺者数は、39歳以下が3人、40～59歳が6人、60歳以上が8人となっています。

40～59歳及び60歳以上が多くなっています。

【(再掲) 中種子町の年代別自殺者数の推移】

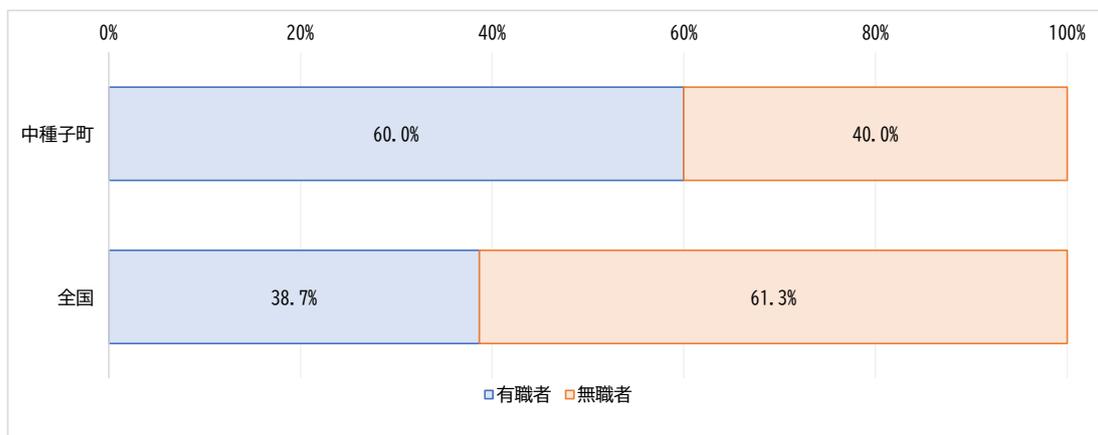


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(2) 有職者・無職者別の状況

本町の平成30～令和4年平均の有職者・無職者別自殺者数構成割合は、「有職者」が60%、「無職者」が40%となっています。全国平均と比較して、「有職者」の割合が高くなっています。

【(再掲) 平成30～令和4年平均 自殺者の有職者・無職者の構成割合 (中種子町・全国)】



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(3) 地域自殺実態プロファイルで推奨されている重点パッケージ

国から提供された「本町の主な自殺の特徴」は以下のとおりとなっています。推奨される重点パッケージについては、下記「地域の自殺の特徴」の上位3区分の自殺者の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に選定されており、本町では、「勤務・経営」、「子ども・若者」、「無職者・失業者」、「生活困窮者」、「高齢者」が推奨されています。

【(再掲) 地域の主な自殺者の特徴 (平成30～令和4年合計)】

区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路例
1位:男性 40～59歳 有職同居	2人	40.0%	61.5	配置転換→過労→職場環境の変化+仕事の悩み→うつ状態→自殺
2位:男性 20～39歳 無職同居	1人	20.0%	651.3	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】進路の悩み→将来悲観→うつ状態→自殺
2位:男性 60歳以上 無職独居	1人	20.0%	125.5	失業(退職)→生活環境の変化→うつ状態→将来生活への不安→自殺
2位:男性 60歳以上 有職独居	1人	20.0%	27.5	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール等依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→生活の不安+介護疲れ→うつ状態→自殺

(4) 本町の重点施策対象者

本町の年代別自殺者数は、40～59歳及び60歳以上が多くなっています。また、有職者・無職者別の状況を見ると、有職者の割合が高くなっています。

第1期計画時に公表されていた「自殺に至った原因・動機」については、「経済・生活問題」が全国、鹿児島県平均より高くなっていました。

以上の状況や「地域自殺実態プロファイル」で推奨されている重点パッケージを踏まえ、本町で重点的に支援を展開する対象者を第1期計画に引き続き「勤務・経営」、「高齢者」、「生活困窮者」とし、本計画「第5章 第2節 重点施策」に基づき取組を推進します。

【本町の重点施策対象者】

「勤務・経営」、「高齢者」、「生活困窮者」

第3章 第1期計画の実施状況

1 生きる支援関連施策の実施状況

第1期計画では、「いのち支えあうなかたね」を基本理念とし、5つの基本施策と3つの重点施策対象者を設定し、全庁的に自殺対策の推進を図ってきました。各課の「生きる支援関連施策」の主な実施状況は以下のとおりです。

担当課	事業名	自殺対策の視点での実施状況
町民課	集団健康診査（特定健診・長寿健診・若年健診・各種がん検診等）の実施	健診を通して、健康に不安を抱える町民や自殺リスクが高いと思われる人は地域福祉課と連携し必要な支援先へとつなげる体制を整えています。また、健診時に個人問診を実施し、日頃の運動や睡眠等について聞き取りを行い、心身症やうつ病などの早期発見・早期治療へつなげています。
	集団健康診査（特定健診・長寿健診・若年健診・各種がん検診等）の結果報告会実施	健診結果で個別指導対象者に対し、全体会終了後に保健師や管理栄養士との個別相談を実施しています。また、特定保健指導についても保健師が個別に指導を行い、個人で悩まずに相談する機会を設けています。
	糖尿病性腎症重症化予防事業	かかりつけ医と保健師等との連携や訪問することにより、家庭環境や家族との関わり等の情報を地域福祉課と連携を図る体制を整えています。
	後期高齢者医療保険料の徴収	相談や徴収の過程で、自殺のリスクとなりうる生活困窮を含めた生活上の様々な問題に早期に気づき、支援につなげるため地域福祉課へのつなぎを強化しています。
	国民年金事業	各種手続きや相談の過程で、自殺のリスクとなりうる生活困窮を含めた生活上の様々な問題に早期に気づき、支援につなげるため地域福祉課との連携を強化しています。
	離島割引カードの発行	離島割引カード発行窓口に自殺対策に関するリーフレット等を配置しています。
	人権啓発活動事業	誰もが安心して生活することのできるよう、人権啓発活動の強化に取り組んでいます。
	女性がん検診要精密者訪問	要精密者の反応を見て、その方に合った説明を行い、不安を抱え込まないよう対応をしています。
	女性がん検診・集団健診要精密者フォロー	健(検)診から3か月・6か月の時点で精密検査受診の有無が未把握の方に対し、通知や電話にて状況の確認を行っています。未受診の方に対しては受診できていない理由を確認し、精密検査の重要性を伝えるとともに、不安に感じていることへの相談を個別に対応しています。
	食生活改善推進員連絡協議会の活動支援	食生活改善推進員の豊富な知識と、率直な対応で、食生活を中心に気にかけることで、メンタルサポートをし、広く支援を行っています。
教育総務課	健康教育・健康相談	健康や依存症、引きこもり、精神疾患、生活困窮等様々な相談に随時対応しています。相談内容によって福祉等多職種と連携して対応しています。
		健康教育では依頼のあった団体に対し、内容（ストレスマネジメント、栄養、女性の健康等）に適した専門職が随時対応しています。
教育総務課	奨学金に関する事務	支給対象の学生との面談時に家庭の状況やその他の問題等についての聞き取りを行っています。また、町の奨学金だけでなく、他の育英団体でも奨学金が借りられる事も周知しています。

第3章 第1期計画の実施状況

担当課	事業名	自殺対策の視点での実施状況
学校教育課	就学の援助など（小中学校）	学校を通して就学援助制度について全児童生徒に案内し、家庭状況の把握に努めケースに応じて適切な相談支援先につないでいます。
	特別支援教育支援員の配置（小中学校）	年3回町教育支援委員会を開催し、児童の状況や保護者の困りごとなどを学校や各機関間で情報共有し相談支援先につなぐようにしています。
	児童生徒の見守り体制の充実	校内職員研修や管理職研修等の機会に、自殺防止対策等に関する研修を深めています。
	幼保小中連携事業	小中学校では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒の学校環境や家庭の状況について、必要に応じて各支援機関につなぎ、情報共有しています。
	教職員人事・研修関係事務	教職員の過労や長時間労働の問題について、管理職研修内で研修を行い教職への周知に努めています。また、管理職面談の中で個別の勤務状況や抱えていることなどを把握するようにしています。
	学校職員ストレスチェック事業	毎年、教職員を対象としてストレスチェックを行い、各個人の状況と各勤務校の負担等の状況を把握し、相談に応じて専門機関につなげるようにしています。
	スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒・保護者・教職員の学校環境や家庭の状況などの困りごとについて、必要に応じて各支援機関につなげています。
	教育に関する調査研究・会議や連絡会の開催等	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒の学校環境や家庭の状況について、必要に応じて各機関と情報共有しています。教育支援センターでは、指導員・保護者・学校と連携し不登校解消ができるよう努めています。
総務課	行政相談委員活動の支援	毎月1回、行政相談を実施し、問題解決を図る行政相談委員の活動に対する支援を行っています。
	防火対策及び活動費	消防、救急等の活動上必要な資機材の整備と職員及び消防団の各種訓練、研修、研修等による知識と技術の向上を図るとともに、住民に対する予防広報を行っています。
	交通安全対策に関する事務	交通事故に関する相談や助言等を関係機関と連携し、また、交通安全広報活動を実施しています。
企画課	集落自立活動支援事業（地域再生交付金）	地域再生交付金を活用して、校区や集落、任意の地域コミュニティ組織が自立した活発な地域づくり活動を行っており、地域の支え合いの場となっています。
	町行政情報やまちの話題等の情報発信	自殺対策強化月間やこころの相談室などの周知を、広報紙や町のHP・SNSなどを活用して情報発信を行っています。
会計課	税・料の収納業務	会計課職員及び指定金融機関JA職員と税や料等の収納時に町民との会話や様子を見ながら、気になる方への声かけを行い、福祉係へも報告する体制を整えています。
	扶助費・補助金等の支払業務	各課には請求受領後は早めに伝票起票を行うよう連携し、遅延の無いように支払を行っています。給付金や助成金等については、迅速な支払にも可能な限り対応しています。

担当課	事業名	自殺対策の視点での実施状況
農林水産課	畜産経営維持緊急支援資金利子補給事業	畜産物価格下落による経営悪化により借入金の償還が困難となり経営継続が危ぶまれる状況となっている大家畜経営体を対象に、長期低利の資金に一括借り換えを行い、利子分の支援を行うことで経営維持と安定を図っています。借入者に生きる支援に関するパンフレット等を配布し、金融機関や関係機関と合同で返済計画作成を支援しています。
建設課	町営住宅料の徴収	生活困窮を含めた生活上の様々な問題に気づいた際は、福祉係に案内しています。
	建設工事等の発注	現場監督等、業者の従業員に自殺のリスクとなりうる無理な工期等を設定しないように、標準工期を確保して発注を行っています。
地域福祉課	介護保険料の徴収	保険料徴収の際、自殺のリスクとなり得る兆候をつかむことも意識して業務を行っています。
	介護保険証交付会	介護保険証の交付会の際、自殺のリスクとなり得る兆候をつかむことも意識して業務を行っています。
	介護者のつどい	月に1回介護をしている方経験された方がお互いの悩みや日々の出来事、体験談や介護のコツなど自由に話し合っています。専門職も同席することで、情報提供や相談等にも対応しています。
	認知症サポーター養成講座	小学生への認知症キッズサポーター養成講座や地域福祉課職員、郵便局職員等へ認知症サポーター養成講座を実施しています。認知症への理解等啓発を行いながら、支援者としてのサポーター養成を行っています。
	認知症カフェ	月に1回認知症の方やその家族、地域の方などが集まり、認知症ミニ講話や制作、座談会、相談等悩みを共有したり、情報交換を行っています。地域支援推進員も同席し参加者同士や地域とのつながり等支援をしています。
	高齢者への総合相談	高齢者や家族等による相談に対応し、必要に応じて専門職や関係機関につなぐこと、高齢者及び家族等への支援も含めて相談対応をしています。
	自主グループ支援	40を越えるグループが町内に立ち上がっており、日頃の活動やそれ以外の機会をとおして相互の見守りを行っています。体調不良等で欠席が続いている参加者を生活支援コーディネーター等が把握した場合は、必要に応じて訪問し、身体状況確認をし、医療や介護サービスなど必要な支援につなげています。
	民生・児童委員事務	毎月民生委員の定例会等で情報共有または研修を行っています。地域の最初の窓口として、必要に応じて福祉係につないでもらっています。
	地域福祉活動推進事業	社会福祉協議会と連携し、必要に応じて関連機関につなぎ、支援を行っています。
	福祉活動専門委員設置事業	社会福祉協議会と連携し、必要に応じて関連機関につなぎ、支援を行っています。
	日中一時支援事業	支援の中で、自殺リスク等の問題などがあつた際には、必要に応じて関係機関と連携を図っています。
	障害児支援に関する事務	今後も事業を継続して実施をしていくことで、保護者の心身の負担軽減に努めます。
	訓練等給付に関する事務	日頃から連携を取ることが出来ています。今後も継続し、必要に応じ適切な支援先へつなげていきます。
各種虐待の対応	学校・保育所・幼稚園などを訪問し、虐待の早期発見に努め、関係機関と連携をとり迅速な対応に努めています。	

担当課	事業名	自殺対策の視点での実施状況
地域福祉課	自立支援医療費（精神通院）助成事業	新規申請又は年に1回の更新の際に、状況把握に努め、必要に応じて関連機関と連携を図っています。
	相談支援事業	ゲートキーパー研修を実施する際は、積極的に職員に声かけをし、受講してもらうよう努めています。
	緊急通報体制等整備事業	独居高齢者等の自宅へ緊急通報装置を設置することにより、緊急時の親族等との連絡体制確保に努めています。
	放課後児童健全育成事業	町内7か所で実施しており、親の仕事・子育ての両立支援、子の健全な育成を支援しています。また、関係機関と連携を図り、様々な問題に対し、相談・支援が可能な体制づくりに努めています。
	保育の実施	保育士が研修を実施することで、保護者の自殺リスクを早期発見し、関係機関へとつなげるなど保育士が気づき、つなぎ役として役割を担えるように努めています。
	子育て相談員の整備	教室や乳幼児健診など、機会を捉えて状況を把握し、不安なことがあれば関係機関につなげるなど対応の強化に努めています。
	保育料の納入	納付が困難な場合は相談にのったり、納入しやすい環境に努めています。
	給食宅配事業	一人暮らしの高齢者や身体障がい者の食生活の改善や健康増進、安否確認を図り関係機関と連携し実施しています。
	福祉バス	老人クラブ等の研修及び交流のために福祉バスを利用しています。社会福祉協議会職員と連携し、必要に応じて、福祉係につないでもらい関係機関と連携を図っています。
	女性保護	相談があった際には関係機関と連携を図り、適切な支援ができるように努めています。
	養護老人ホームへの入所	老人ホームへの入所手続きにおいて、不安が残らないよう関係機関と連携をとりながら安心かつ円滑な手続きを進めています。
	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家族について、医療費の助成を行うことで経済的支援及び健康の保持増進を行っています。また、自殺につながる問題要因を抱えている場合には、関係機関と連携を図り、相談・支援が可能な体制づくりに努めています。
	児童扶養手当支給事務	年6回の手当の支給により経済的支援を行っています。また、自殺につながる問題要因を抱えている場合には、関係機関と連携を図り、相談・支援が可能な体制づくりに努めています。
	生活困窮者自立支援事業	相談があった際に、状況把握に努め、必要に応じて関連機関と連携を取り対応を行っています。
	生活保護関係事務	生活保護申請時や来庁時に、状況を把握し、必要に応じて関連機関と連携を図り、支援を行っています。
児童手当支給事務	年3回の手当の支給により経済的支援を行っています。また、自殺につながる問題要因を抱えている場合には、関係機関との連携を図り、相談・支援が可能な体制づくりに努めています。	
乳幼児等医療費助成事業	18歳までの児童について、医療費に助成を行うことで経済的支援及び健康の保持増進を行っています。また、自殺につながる問題要因を抱えている場合には、関係機関と連携を図り、相談・支援が可能な体制づくりに努めています。	

担当課	事業名	自殺対策の視点での実施状況
地域福祉課	母子手帳交付	母子手帳交付日（交付日以外の対応は要相談）にアンケート記入や助産師もしくは保健師の面談を実施し、必要時は関係機関につなげるなど、不安解消に努めています。
	新生児（乳児）訪問 乳幼児全戸訪問	助産師や保健師などが訪問し、産後うつチェックリスト等を実施し、不安の強い方は養育支援訪問や産後ケア事業につなげています。必要時は医療機関と情報共有しています。
	養育支援訪問事業	新生児（乳児）訪問・乳幼児全戸訪問時に子育て不安等の強い産婦家庭に対し、助産師や保健師などの継続的な訪問を実施し、不安解消に努めています。
	産婦健診事業	産後2週間と1か月時に医療機関にて産婦健診を実施しています。医療機関と情報共有し、支援が必要と思われる家庭については、産後ケア事業や養育支援訪問等の個別支援につなげています。
	産後ケア事業	申請のあった家庭に対し、助産師が訪問して指導助言を行っています。また、日帰り型や短期入所型は医療機関に委託しています。
	にじいろクラス	生後2か月前後のお子さんと保護者を対象に、助産師や理学療法士等専門職による情報提供や相談支援、保護者同士の交流などの教室を月1回開催し、子育て不安の解消や孤立化予防に努めています。
	乳幼児健診	問診等から子育てに関する悩みを把握し、専門職による個別相談を実施しています。必要時には、医療機関につないだり、公認心理師による個別相談につなぐなどしています。
	予防接種事業（小児）	乳幼児健診時に接種状況を確認し、未接種者には感染症から守られるように接種勧奨を実施しています。

2 基本施策ごとの評価指標の達成状況

各施策の推進を図るために、第1期計画で設定した基本施策ごとの評価指標の達成状況は以下のとおりです。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

No	項目	現状 (2018)	目標 (2024)	実績 (2024)	状況
1	(仮称)中種子町自殺対策地域ネットワーク会議の設置	未設置	設置	未設置	未達成
2	庁内ワーキングチームでの「生きる支援関連施策」の評価・検証	未実施	実施	実施	達成

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

No	項目	現状 (2018)	目標 (2024)	実績 (2024)	状況
1	ゲートキーパー養成講座の実施	未実施	年1回 以上	未実施	未達成
2	ゲートキーパー養成講座延べ受講人数	-	300人	-	未達成
3	役場職員を対象とした研修の実施	未実施	実施	未実施	未達成
4	役場職員を対象とした研修延べ受講人数	-	100人	-	未達成

基本施策3 町民への啓発と周知

No	項目	現状 (2018)	目標 (2024)	実績 (2024)	状況
1	広報紙や町ホームページを活用した啓発の実施	未実施	実施	実施	達成
2	自分自身の「うつ病のサイン」に気づいても何も利用しないと回答した人の割合	15.2%	減少	6.6%	達成

基本施策4 生きることの促進要因への支援

No	項目	現状 (2018)	目標 (2024)	実績 (2024)	状況
1	相談窓口の周知活動	実施	継続	継続	達成

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

No	項目	現状 (2018)	目標 (2024)	実績 (2024)	状況
1	悩みやストレスを感じても誰にも相談しないと回答した小学生の割合	14.7%	減少	15.3%	未達成
2	悩みやストレスを感じても誰にも相談しないと回答した中高生の割合	20.4%	減少	25.4%	未達成
3	町内の全ての小中学校においてSOSの出し方に関する授業を実施	未実施	全校実施	一部実施	一部達成

第4章 基本理念等

1 基本理念

自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識となっています。

経済・生活問題、健康問題、家庭問題等自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により解決が可能です。また、健康問題や家庭問題等一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより解決できる場合もあります。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を生きることの包括的な支援として、町全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人一人の生活を守るという姿勢で展開します。そのため、本計画の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

いのち支え合うなかたね

～誰も自殺に追い込まれることのない中種子町を目指して～

2 基本施策・重点施策

基本理念の実現に向けて、全国的に実施することが望ましいとされている「5つの基本施策」と本町の自殺実態分析から優先的な課題とする「3つの重点施策」を定めます。

【基本施策】

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 町民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

【重点施策対象者】

勤務・経営、高齢者、生活困窮者

3 施策の体系

【基本理念】

いのち支え合うなかたね

～誰も自殺に追い込まれることのない中種子町を目指して～

【基本施策】

1 地域におけるネットワークの強化

- (1) 重層的支援体制整備事業との連携強化
- (2) 関係機関との連携強化

2 自殺対策を支える人材の育成

- (1) 町民を対象とした研修
- (2) 様々な分野の団体等を対象とした研修
- (3) 役場職員を対象とした研修
- (4) 学校関係者を対象とした研修

3 町民への啓発と周知

- (1) 各種イベント等でのリーフレットの配布
- (2) 自殺予防週間や自殺対策強化月間での啓発活動
- (3) メディアを活用した啓発活動
- (4) 地域や家庭と連携した啓発活動

4 生きることの促進要因への支援

- (1) 居場所づくり
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 自殺未遂者への支援
- (4) 遺された方への支援

5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

【重点施策対象者】

1 勤務・経営

2 高齢者

3 生活困窮者

第5章 いのちを支える自殺対策における取組

第1節 基本施策

1 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携、協力して、実効性ある施策を推進していくことが大変重要となります。このため、自殺対策に係る相談支援機関等の連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

(1) 重層的支援体制整備事業との連携強化

① 地域共生社会と自殺対策の関係性について

地域共生社会は、日本の社会保障制度の成り立ちや、個人の抱える課題の複雑化・複合化といった社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方です。

自殺対策は、自殺の背景には過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施しなければならないものであり、「生きることの阻害要因」（自殺のリスク要因となる過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等）を減らし、「生きることの促進要因」（自殺に対する保護要因となる、自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等）を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させるため、対人援助のレベル、地域連携のレベル、社会制度のレベルのそれぞれにおいて強力かつ総合的に推進するものです。

自殺対策の本質が生きることの支援にあることを確認し、「いのちを支える自殺対策」という理念のもと「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すものです。

このように、複雑化・複合化した課題を抱える個人について、社会全体で、本人の生を支えることなど、その理念や支援の方向性を共にするものであることから、それぞれの対策については、両制度が有機的に連携して取り組む必要があります。

② 重層的支援体制事業における各支援関係機関における基本認識

ア) 自殺の危険性が高い者に対する支援についての基本的な考え方

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、自ら命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

自殺行動に至った人の直前のこころの健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症しており、これらの精神疾患の影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができます。

そのため、様々な課題を抱える者からの相談に対応することとなる多機関協働事業者^{※1}や包括的相談支援事業者^{※2}においては、相談支援を実施する中で、自殺の危険性が高いと考えられる者を把握した場合、保健所や精神保健福祉センター、自殺対策主管部局、精神保健担当部局等が運営するこころの健康相談窓口や、必要に応じて精神科医療機関等に早期につなぐ必要があります。

※1 多機関協働事業者：重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定に基づき、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

※2 包括的相談支援事業者：重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定に基づき、同条第2項第1号に掲げる以下の事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

- ・ 地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業）
- ・ 障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に掲げる事業）
- ・ 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業）
- ・ 生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項各号に掲げる事業）

イ) 自殺の危険性が高いと考えられる者の把握

「眠れない」、「食欲がない」、「一日中気分が落ち込んでいる」、「何をしても楽しくない」といった一つ一つの症状は誰でも感じるようなことであっても、一日中絶え間なく感じられ、長期間続くようであれば、うつ病のサインである可能性があり、状態等が悪化すれば自殺の危険性が高まることも懸念されます。多機関協働事業者や包括的相談支援事業においてはこうしたサインを逃さず、適切な対応につなげていくことが大切です。

そのため、多機関協働事業者及び包括的相談支援事業者は、自殺の危険性を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて適切な専門機関につなぐことが可能となるよう、自殺の危険性を示すサインについての解説資料である「ゲートキーパー養成研修用 DVD」を積極的に活用することや、自治体が実施するゲートキーパー養成研修その他自殺対策に関わる人材養成研修への積極的な参加等により、自殺の危険を示すサインやその対応方法、支援が受けられる外部の保健・医療機関の連絡先等の基礎知識を習得しておくことが重要です。

③ 重層的支援体制整備事業と自殺対策主管部局等との連携

ア) 多機関協働事業等における連携について

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となります。その上で、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、本人の同意を得た上で多機関協働事業者につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者をはじめとする関係の支援関係機関間の役割分担を図ることにより適切な支援を行うこととしています。

一方、自殺対策としては、各地方公共団体の自殺対策主管部局、保健所及び精神保健福祉センター等（以下「自殺対策主管部局等」という。）を中心として、電話相談、来所相談、心の健康等の健康要因と生活面の相談を併せて行う総合支援相談会の実施、相談員等自殺対策に係る人材の養成、普及啓発等の自殺対策事業が展開されています。

自殺を防止するためには、精神保健福祉的な視点だけではなく、社会・経済的な視点、家族の状況や、人間関係の問題なども含む包括的な取組が重要です。自殺対策主管部局等において、複雑化・複合化した事例を把握した場合には、多機関協働事業者など重層的支援体制整備事業へつないだ上で、連携した対応を行うことが重要となります。

また、自殺の危険性が高い者を早期に発見し、早期に支援につなげるに当たっては、重層的支援体制整備事業が有するネットワークと自殺対策主管部局等有する支援関係機関とのネットワークを相互に活用することが効果的であるため、両機関が日頃から情報共有を行うように努めます。

イ) 重層的支援会議及び支援会議の開催

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、支援関係機関が連携して支援にあたるため、多機関協働事業者の呼びかけにより重層的支援会議（重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議をいう。以下同じ。）を開催し、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うとともに、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行うこととしています。

重層的支援会議・支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関等と調整の上、決定していくこととなります。

自殺対策関係部局等においても、同部局等において相談を受けた場合のうち、複雑化・複合化した課題を抱える者で多機関協働事業者につないだ場合や、多機関協働事業者から自殺の危険性が高い者の支援の検討にあたって重層的支援会議・支援会議の構成員の依頼があった場合は、積極的な参加に努めます。

ウ) アウトリーチ等を通じた早期の支援

課題の深刻化を防ぐためには、自ら支援を求めることが難しい方や、課題に対する自覚がない方といった潜在的な相談者を把握し、早期に関わりを作り、アウトリーチ等を通じた支援をすることが重要です。

重層的支援体制整備事業においては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）として、長期のひきこもりの状態のある者など支援の届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を行う事業を実施することとしています。

自殺対策所管部局及び自殺予防に関する相談窓口において、地域住民の抱える課題の端緒となる事象等を把握し、早期につながる必要があると考えた場合には、必要に応じて包括的相談支援事業者や多機関協働事業者につなぐとともに、特にアウトリーチ等を通じた支援が必要と思われる者については、アウトリーチ支援事業者につなぐなど、適切に連携します。

④ 社会参加に向けた支援（参加支援）について

ア) 参加支援の考え方

地域共生社会の理念を踏まえると、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支援体制の構築を進めるに当たって強化すべき機能です。

この参加支援は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援であり、既存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や生活困窮分野における就労準備支援事業などが行われています。

イ) 重層的支援体制整備事業における参加支援事業

市町村全体における包括的な支援体制の構築に向けて、重層的支援体制整備事業においては、多機関協働事業者において受け止めた方のうち、社会参加を進めるにあたって既存の事業では対応できない狭間の個別ニーズのある方について、参加支援の機能で地域の社会資源を活用し、本人や世帯が社会と継続的につながる機能を強化するため、新たに参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）を実施することとしています。

この参加支援事業においては、本人のニーズや課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることとしています。

自殺対策においては、自己肯定感や信頼できる人間関係等の構築など「生きることの促進要因」を増加させることも重要であることから、自殺担当主管部局で支援している者について、既存の事業では対応できない個別ニーズ等を抱えている場合であって、上記の参加支援事業の活用が有用と考えられる場合には、本人の意向も踏まえつつ、参加支援事業の活用も図ります。

⑤ 地域づくりに向けた支援について

ア) 地域づくりに向けた支援の考え方

個人が地域やコミュニティにおける住民同士の関係性の中で、自身の希望や能力に応じて何らかの役割を果たすことは自己肯定感や自己有用感を育むことにつながっていきます。

また、地域やコミュニティにおいて、お互いを気にかけて支え合う関係性が育まれる結果、社会的孤立の発生や深刻化を防ぐことにも資するものです。

本人や世帯の暮らしを中心とする包括的支援を機能させるために、地域において、誰もが望めば多様な経路でつながり、参加することの環境整備を進めていくものです。

イ) 重層的支援体制整備事業における地域づくり支援事業

重層的支援体制整備事業のうち、地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）においては、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世帯や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うこととしています。

自殺対策においても、生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失した中高年男性等、孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、地域とつながり、支援とつながることができるよう、孤立を防ぐための居場所づくりが必要となっています。

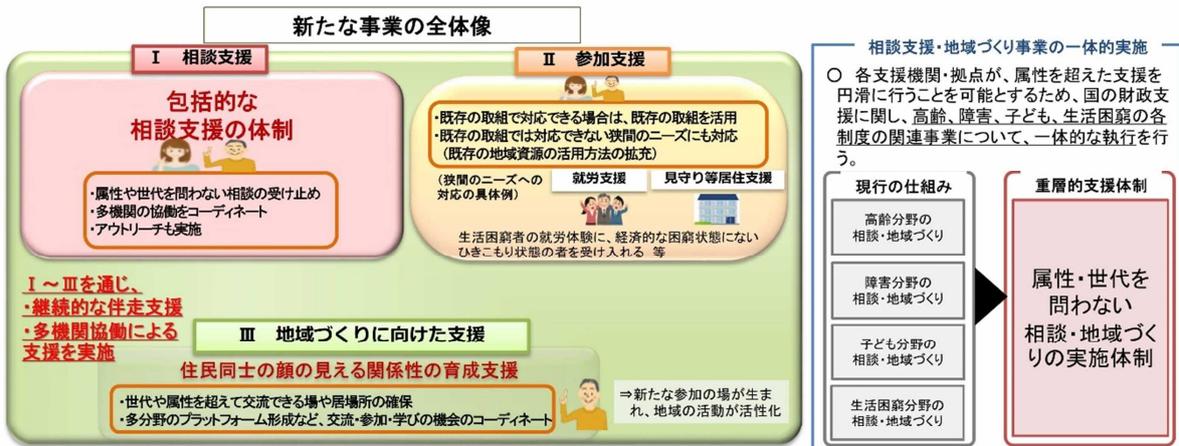
そのため、重層的支援体制整備事業者及び自殺対策主管担当課においては、それぞれ把握している地域資源について情報共有を図るとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築を図る際には、双方連携の上、多様かつ多くの活動等の開発やネットワークの構築を推進します。

地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の創設

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

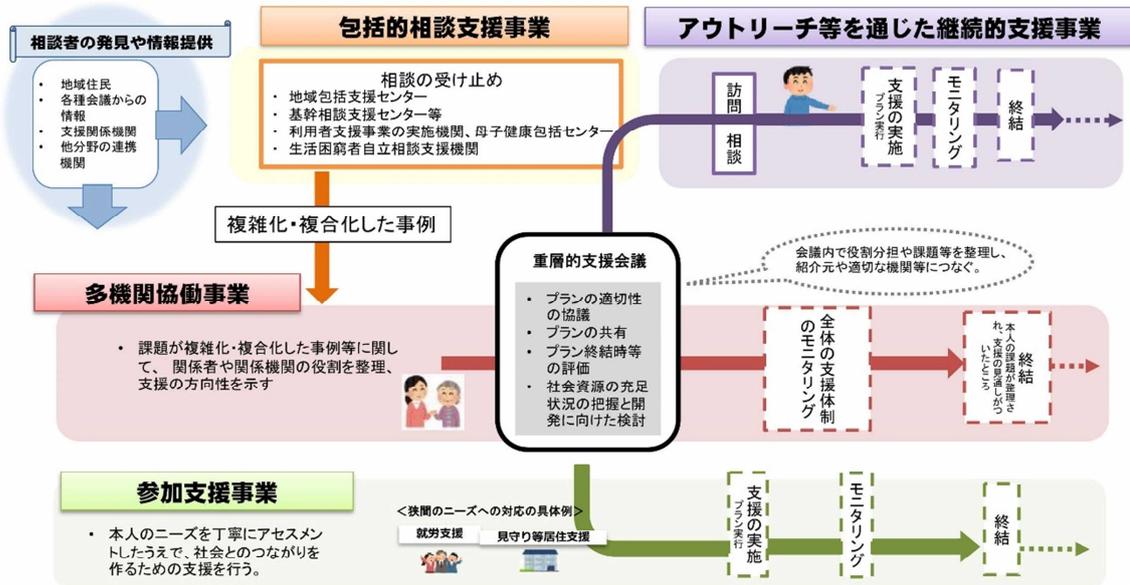
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業の支援フロー（イメージ）

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が終わる前から支援を開始することもある。

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

- 重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。
- ①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。
 - ②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

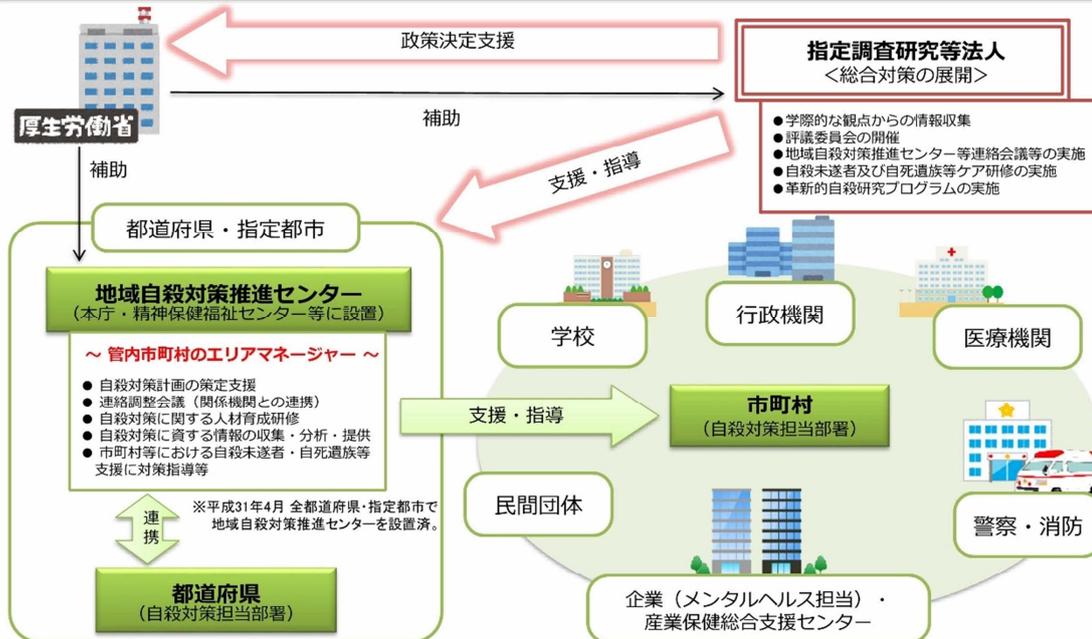
		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新	
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新	
第6号	支援プランの作成（※）	新	

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。
 （※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

地域における自殺対策の推進について

自殺対策における地方公共団体の役割 ⇒ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進

- 国と協力し、地域の状況に応じた施策を策定・実施
- 地域自殺対策推進センターの設置（都道府県・指定都市）
- 都道府県・市町村自殺対策計画の策定
- 自殺者の親族等への相談体制の充実
- 関係者の連携協力、調査研究等の推進、人材の確保、研修・啓発の推進
- 医療提供体制や様々な分野の相談機関につなげる他機関連携体制の整備
- 医療機関と連携した自殺未遂者支援の推進
- 民間団体の活動の支援



(2) 関係機関との連携強化

① 町内における連携

庁内の相談窓口や保健センター、地域包括支援センター、中種子町社会福祉協議会で実施している種子島中央くらし・しごとサポートセンター窓口などとの連携を強化し、個別に対応が必要な場合はケース会議を開催するなど自殺の未然防止を図ります。

② 圏域における連携

本町では、種子島地区における自殺対策連絡調整会議や自殺未遂者支援関係者検討会に参加するなど、町民に様々な角度から関わる支援者とのネットワークを構築してきました。今後も当該ネットワークの拡大を図るとともに、圏域の市町村の関係機関や協議体との連携を図ります。

【基本施策1 評価指標】

項目	現状 (2024)	目標 (2029)	担当部署 (関係機関)
庁内ワーキングチームでの「生きる支援関連施策」の評価・検証	実施	毎年度実施	地域福祉課

2 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の施策を充実させる必要があります。町民や様々な分野の関係者等に対し研修会を開催し、地域で支え手となる人材の育成を強化していきます。

(1) 町民を対象とした研修

生活の場である地域で身近な人々が支え手の役割を担うことができるよう、町民を対象にゲートキーパー養成講座を開催し受講を推奨します。

【主な生きる支援関連施策】

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課
文化施設の管理運営	文化施設利用者からゲートキーパー研修の受講希望があった時は、ゲートキーパー研修を推奨します。	社会教育課
認知症サポーター養成講座	認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が生じたりする危険性もあります。サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、サポーターがそうしたリスクと早期発見と対応等、気づき役としての役割を担える可能性があるため、受講を推奨します。	地域福祉課

(2) 様々な分野の団体等を対象とした研修

保健、医療、福祉、経済、労働など、様々な分野における団体に、ゲートキーパー養成講座を幅広く周知し、受講者の参加促進を図ります。

【主な生きる支援関連施策】

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課
議員研修	議員に対し、ゲートキーパー等自殺対策に関わる研修会への参加を促します。	議会事務局
福祉活動専門委員設置事業	自殺のリスクを抱えた（抱え込みかねない）相談者がいた場合に、その職員が適切な機関につなぐ等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性があるため、福祉活動専門委員にゲートキーパー研修受講を推奨します。	地域福祉課
障害者相談員による相談業務	相談員に気づき役、つなぎ役としての役割を担ってもらうため、相談員を対象としたゲートキーパー研修の実施を検討します。	地域福祉課

(3) 役場職員を対象とした研修

庁内における窓口や相談、徴収業務等の際、早期発見の役割を担う人材育成及び全庁的な連携を図るため、全職員を対象としたゲートキーパー養成講座の実施を検討します。

【主な生きる支援関連施策】

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課
相談支援体制の整備	相談対応にあたる職員に気づき役、つなぎ役としての役割を担ってもらうため、自殺対策について啓発するとともに、ゲートキーパー研修の実施を検討します。	地域福祉課
保育の実施	保育士等が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう、保育士等を対象としたゲートキーパー研修の実施を検討します。	地域福祉課

(4) 学校関係者を対象とした研修

学校関係者が児童生徒向けのSOSの出し方に関する教育内容を把握できるように、必要時は圏域で連携を行いながら研修の開催を検討します。

【主な生きる支援関連施策】

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課
教職員人事・研修関係事務	研修資料の一つとして相談先一覧等のリーフレットの配布を行い、教員自身及び児童生徒向けの支援策の周知徹底と活用を図ります。	学校教育課
児童生徒の見守り体制の充実	関係団体における自発的活動としての研修会で「いのち支える自殺対策」をテーマとした研修を実施するよう働きかけます。	学校教育課

【基本施策2 評価指標】

項目	現状 (2024)	目標 (2029)	担当部署 (関係機関)
ゲートキーパー養成講座の実施	未実施	毎年度実施	地域福祉課
役場職員を対象とした研修の実施	未実施	毎年度実施	地域福祉課

3 町民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的な普及啓発を行います。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということの理解を促進することを通じて、自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて関係機関につなぎ、見守っていくという自殺対策における町民一人一人の役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発活動を展開します。

(1) 各種イベント等でのリーフレットの配布

各種イベントや案内文書発送等の機会を捉え、リーフレットを配布し町民一人一人の気づきと見守りを促します。

【主な生きる支援関連施策】

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課
離島割引カードの発行	離島割引カード発行窓口に自殺対策に関するリーフレット等を配置します。	町民課
商工会に対する補助など	様々な機会を捉えて、商工会の会員企業に対し自殺対策に関するチラシ配布等を行います。	企画課
多面的機能支払交付金事業に対する補助	事業開始の年度当初に通知する「安全管理の徹底について」のしおりを送付する文書に同封して、「生きる支援に関する相談先一覧」を含めることを検討します。	農林水産課
自殺予防パンフレットの配置	自殺予防パンフレットを空港内に配置し、一人でも多くの空港利用者への問題啓発を図り、自殺防止に努めます。	空港管理事務所

(2) 自殺予防週間や自殺対策強化月間での啓発活動

自殺予防週間（9月10日～16日）や自殺対策強化月間（3月）は、役場庁舎内、保健センター等でのぼり旗や、資料の掲示など啓発ブースを設置します。

【主な生きる支援関連施策】

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課
学校図書司書配置事業	学校の図書館スペースを利用し、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行い、児童生徒に対する情報周知を図ります。	学校教育課

(3) メディアを活用した啓発活動

広報紙や町ホームページに自殺対策関連の情報を掲載し、町民への施策の周知と理解の促進を図ります。

【主な生きる支援関連施策】

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課
町行政情報やまちの話題等の情報発信	関係各課と連携し、広報紙等により自殺対策関連情報の発信を行います。	企画課

(4) 地域や家庭と連携した啓発活動

社会全体で児童生徒をきめ細かく見守り、生活行動の変化に気づくことができるようPTAや地域の関係団体と連携した啓発活動に努めます。

【主な生きる支援関連施策】

事業名	事業における自殺対策の取組	担当課
就学の援助など（小中学校）	学校を通じて生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを必要に応じて保護者に手渡します。	学校教育課
奨学金に関する事務	支援先の情報周知を図るため、支給対象の学生に相談先一覧等のリーフレットを配布するようにします。	教育総務課
福祉団体の支援	各総会、研修会の参加者に対し、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを配布します。	地域福祉課

【基本施策3 評価指標】

項目	現状 (2024)	目標 (2029)	担当部署 (関係機関)
広報紙や町ホームページを活用した自殺対策啓発の実施	実施	継続実施	地域福祉課 企画課
自分自身の「うつ病のサイン」に気づいても、何もしないと回答した人の割合	6.6%	減少	地域福祉課
身近な人の「うつ病のサイン」に気づいたとき、相談窓口への相談を勧めると回答した人の割合	78.6%	増加	地域福祉課

4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。そのため、本町においても自殺対策と関連の深い様々な分野での取組を幅広く推進していきます。

(1) 居場所づくり

ライフステージを通じた集いの場づくりに努め、誰もが地域で孤立することがないように支援します。

【本町で実施している主な居場所づくり関連の事業・取組】

事業名	内容	担当課
介護者のつどい	在宅で介護をしている方やこれから介護を始める方、介護の経験のある方を対象に、月1回、日頃の悩みの解消やリフレッシュ、情報交換の場づくりを行います。	地域福祉課
認知症カフェ	認知症の方やその家族、認知症に関心のある方、介護従事者、地域住民など認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場所を開設し、気分転換や情報交換、相談等のできる機会を提供します。	地域福祉課
自主グループ支援	地域の公民館等で運動、お茶のみ等の集まりの場を住民自らが自主的に展開する意思のあるグループに対し、健康運動指導士、生活支援コーディネーター、保健師等が支援を行います。	地域福祉課
当事者団体支援	手をつなぐ育成会、身体障害者福祉協会、老人クラブ連合会、母子寡婦福祉会などの各総会研修会の参加者に対し、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを配布します。	地域福祉課
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。	地域福祉課
地域移行のための安心生活支援事業の居室確保事業	障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保します。	地域福祉課
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり必要な保護を行います。	地域福祉課
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供します。	地域福祉課

(2) 相談支援体制の充実

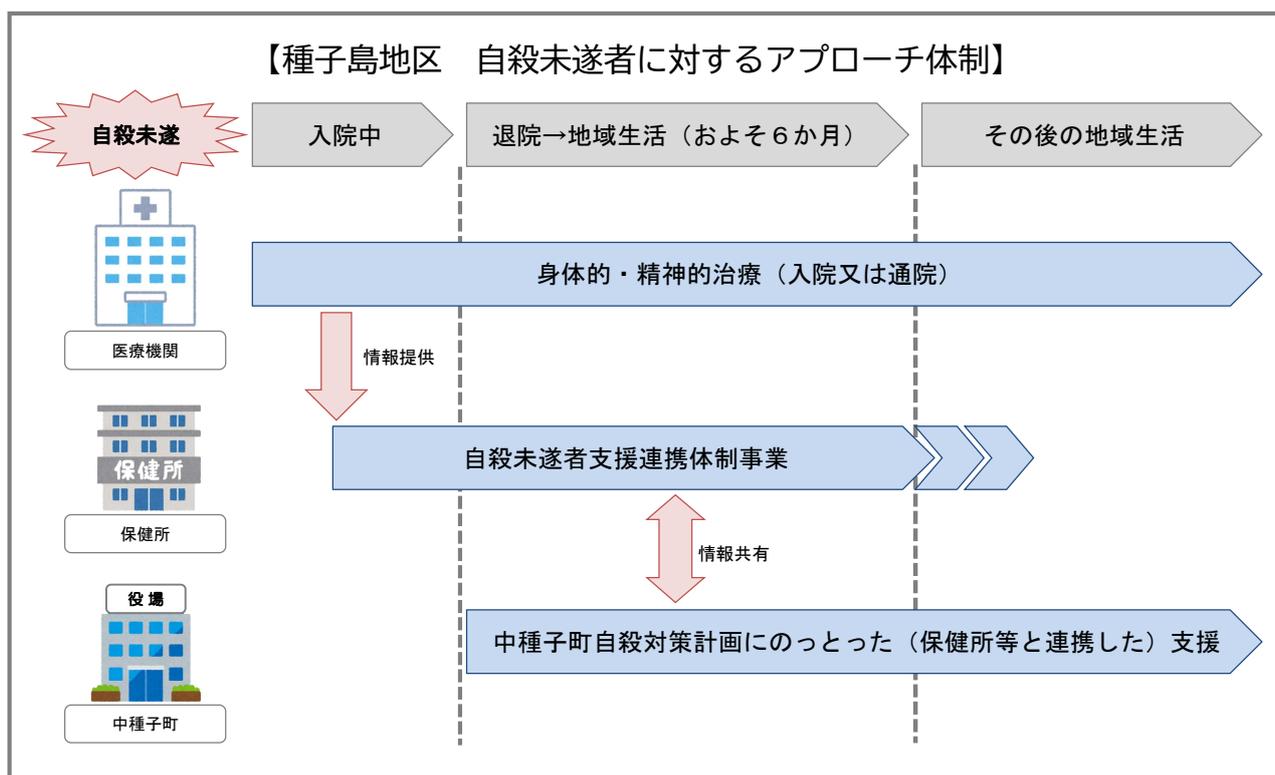
地域における社会資源の連携を活用したネットワークの形成、消費者被害等の予防、虐待の早期発見、早期対応及び再発防止を図るとともに、認知症等により判断能力が不十分な高齢者に対して、権利擁護事業や成年後見制度の適切な支援を推進します。また、認知症に対する正しい理解及び高齢者の権利擁護に関し、広く町民に啓発し関係機関との連携を図ります。

【本町で実施している主な相談業務】

事業名	内容	担当課
子育て相談員の整備	子どもと家庭に関する総合相談及び情報提供を行います。	地域福祉課
相談支援事業	障害者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な支援を行います。	地域福祉課
各種虐待の対応	虐待に関する通報・相談窓口を設置しています。	地域福祉課
民生・児童委員事務	民生・児童委員による地域の相談・支援等を実施します。	地域福祉課
高齢者への総合相談	高齢者に対し必要な支援について把握し、専門職や関係機関と連携をとりながら相談支援を行います。	地域福祉課
新生児（乳児）訪問 乳幼児全戸訪問	子育ての孤立化を防ぐため、不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行います。	地域福祉課
養育支援訪問事業	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題に対して不安や孤独感を抱えている家庭等に対し、保健師等が養育に関する指導・助言を訪問により実施します。	地域福祉課
産後ケア事業	十分な家事及び育児等の援助が受けられない産褥婦及び新生児・乳児に対し、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるように支援します。	地域福祉課
国民年金事業	国民年金制度の被保険者又は受給（権）者を対象に、適正な手続きの案内や相談対応を行います。	町民課
健康教育・健康相談	心身の健康、個別相談にも随時対応しています。	町民課
幼保小中連携事業	保育園、幼稚園、小学校、中学校間で連携し、スムーズな移行を図るとともに、希望や目標を持って各学校に入学し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童生徒を育てることを目的に実施しています。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーを活用し、様々な問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。	学校教育課

(3) 自殺未遂者への支援

自殺企図によって生じた身体的な問題に対して、最初に治療を行う救急医療機関には自殺未遂者が集まるため、救急医療の段階から始まる自殺未遂者への支援を行うために、自殺未遂者を発見した医療・消防・警察等から情報提供を受けた場合は、関係機関と情報共有し、更なる自殺企図の抑止を図ります。



(4) 遺された方への支援

家族や親しい人の自死は多くの人にとって悲痛なものであり、自死や精神障害の危険が高まることから、遺族等に対する相続や行政手続きとあわせて自死遺族の孤立防止や相談機関について情報提供を行います。

【基本施策4 評価指標】

項目	現状 (2024)	目標 (2029)	担当部署 (関係機関)
相談窓口の周知活動	実施	継続実施	地域福祉課

5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

国の自殺総合対策大綱では、自殺に追い込まれる人の中には地域の相談機関や抱えた問題の解決策を知らないがゆえに、適切な支援を得ることができず、自殺に追い込まれる場合が少なくないと記されています。

これを防ぐには、いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法や、辛いときや苦しいときには助けを求めてもよいということを、学校教育の段階から学ぶことが大切です。「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」は、子どもたちがそうした状況に陥った際の対処方法を理解するとともに、そうした対応を取れるようになるための教育を推進するための取組です。各児童生徒は毎年度、この教育を受けることが望ましいとされます。

なお、必要に応じてSOSを出せるようになるには、そのための環境を教職員や地域の関係者など周囲の大人たちが整えていくとともに、児童生徒から発せられたSOSを適切に受け止め、必要な支援につなげていくことが不可欠です。それには児童生徒を対象にした授業の実施のみならず、周囲の大人たちを対象に研修を行うことで、理解の促進や支援情報の普及啓発等を図ることも重要となります。

【基本施策5 評価指標】

項目	現状 (2024)	目標 (2029)	担当部署 (関係機関)
悩みやストレスを感じても誰にも相談しないと回答した小学生の割合	15.3%	減少	地域福祉課
悩みやストレスを感じても誰にも相談しないと回答した中高生の割合	25.4%	減少	地域福祉課
小中学校においてSOSの出し方に関する授業を実施	全校実施	全校実施	学校教育課 地域福祉課

第2節 重点施策対象者

1 勤務・経営

勤務・経営環境をめぐることは、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、育児や介護等との両立の難しさ、長時間労働の是正やワークライフバランスの推進など様々な課題が挙げられることから、国はそれぞれの状況等に応じた多様な働き方が選択できる社会の実現を目指し、働き方改革を推進してきました。

勤務・経営に関する自殺対策は、こうした国の働き方改革に係る諸施策を踏まえつつ、地域の関係者等と連携しながら進めていく必要があります。具体的には、商工会や経済団体等の業界団体、職域団体等と連携した講演会の開催や、相談窓口等を掲載したリーフレットの配布などに加えて、勤務・経営問題に係る相談会の開催などが考えられます。

なお、事業所の規模や就労環境、就労構造等は地域によって異なるため、地域のそうした特徴を踏まえた上で、対策の検討を行うことが重要です。

(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

職域におけるメンタルヘルス対策はストレスチェック制度の活用や小規模事業所への対応として鹿児島県に設置されている産業保健総合支援センターの活動等、多様な支援が行われています。これらの支援制度を活用するために地域における自殺対策と職域におけるメンタルヘルス対策の連動を図ります。

(2) 過労自殺を含む過労死等の防止

過労死等の防止のための対策に関する大綱では、過労死等を職場や労働者のみの問題と捉えるのではなく、国民一人一人が自身にも関わることとして、過労死等に対する理解を深めるとともに、過労死等を防止することの重要性について自覚することが大切であるとされ、同法では、11月が「過労死等防止啓発月間」と定められています。

本町においては、月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるなど、啓発に取り組んでいきます。また、国や県と連携し、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するよう努めます。

(3) 長時間労働の是正

国の「働き方改革実行計画」の決定により、長時間労働の是正が図られていくことが期待されています。自殺対策の観点からも、本町においては普及啓発や企業向け研修会、連携会議の場などで好事例を紹介するなどして長時間労働の是正への機運を醸成し、被雇用者の長時間労働の是正を促していきます。

(4) ハラスメント防止対策

全国的にハラスメントは勤務問題に関する自殺の大きな背景要因となっています。ハラスメントや長時間労働は、勤務歴が短い等、職場の中で弱い立場にある労働者が被害を受けやすい傾向にあります。職域におけるハラスメント対策の実施状況を地域の経済団体や関係部局と共有し、社会全般のハラスメント防止への意識、関心の涵養を図り、職域におけるハラスメント防止対策を促進します。

(5) 経営者に対する相談事業の実施

自営業者を含む経営者の自殺の背景として経営問題が重要ですが、実際の対応には精神科医療や家族の問題など様々な問題に対して包括的に対応する必要があります。本町においては、総合相談に代表される包括的な相談支援体制の構築を推進し、経営者に対する相談事業の実施等を行っていきます。

2 高齢者

日本の高齢化の急速な進展に伴い、高齢者を含めた家族の形態や就労状況は大きく変化してきました。高齢者の自殺対策においては、こうした状況の変化を踏まえつつ、心身の健康を保ち、生きがいを感じながら地域で生活できるよう支援をすることが重要です

具体的には、孤独・孤立を防ぐための居場所づくりや社会参加の促進等といった、ソーシャル・キャピタル[※]の醸成を促進することが考えられます。また、認知症や自殺のリスクに早期に気づき、必要な支援につなげられるよう、介護事業者や地域包括支援センターの職員などを対象に、研修や普及啓発活動等を行うことも重要となります。

※ソーシャル・キャピタル：人と人とのつながりをあらわす。地域の力「住民の底力」をあらわす言葉として使われている。

(1) 包括的な支援のための連携の推進

健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体等の連携を推進し、包括的な支援体制の整備を推進します。

(2) 要介護者に対する支援

かかりつけ医や要介護者が利用する介護保険サービス事業所等との連携による介護者、家族を含めた包括的な支援の提供に努めます。

(3) 高齢者の健康不安に対する支援

うつ病を含め、高齢者の自殺原因として全国的に最も多い健康問題について、かかりつけ医や訪問看護師・保健師・民生委員などが巡回による相談を行う支援体制を構築していきます。

(4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

寿命の延伸、ライフスタイルの変化により、高齢世帯、高齢単独世帯が増加しており、高齢者の社会参加の促進が自殺対策においても重要です。本町の高齢者居場所づくり活動として、高齢者サロン活動を実施しています。サロン活動を継続実施するとともに、高齢者の見守り活動・事業と連携し、様々な見守り活動を行っている地域住民や民間事業者に、孤独や孤立の予防、解消を目的とした高齢者のメンタルヘルスに対する知識の普及・啓発を行っていきます。

3 生活困窮者

生活困窮の背景には、貧困、多重債務、失業、介護、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、震災による被災や避難など、自殺リスクにつながる多種多様な課題を複合的に抱えている方が少なくありません。また、地域や職場、学校等に安心できる居場所がなく、他者とのつながりが希薄であるなど、関係性に苦しんでいるケースも想定されます。

このように生活困窮者とは、経済的困窮のみならず、地域からの孤立を含めた様々な側面で生きづらさや生活上の困難を抱える方々を意味します。こうした方々が、自殺へと追い込まれることのないよう、自殺対策と生活困窮者自立支援制度とが緊密に連携しながら、包括的な支援や生き心地のよい地域づくりを行うことが求められます。

なお生活困窮者への支援は、自殺総合対策大綱において新たに示された「孤独・孤立対策」や「重層的支援体制整備事業」との連携にも寄与し得るものであることから、包括的な支援体制の整備や、住民も参加する地域づくり、関係機関のネットワークづくりなど、地域共生社会の実現に向けた様々な取組と連携を図りつつ、自殺対策を推進することが重要です。

(1) 相談支援、人材育成の推進

保健・福祉・医療・労働・教育・司法・警察等関係機関、民間団体等によるネットワークづくりと情報共有、総合相談会の定期的開催、自殺対策の窓口と生活困窮者自立相談支援窓口の連携により、生活困窮を持つ自殺ハイリスク者に対する相談支援と、そのために必要となる人材育成を行っていきます。

また、生活困窮を含む生きる支援としての包括的な自殺対策推進のため、相談機関や関係機関の職員に対して、継続的かつ段階的なゲートキーパー研修を開催していきます。

(2) 居場所づくりや生活支援の充実

総合相談、寄り添い型支援等で把握された自殺ハイリスク者に対して、居場所を提供するとともに、生活支援も行っていきます。

(3) 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

生活困窮者は、自殺リスクを抱えていることが少なくありません。そこで、自殺対策におけるワンストップサービスによる支援、居場所づくりの取組の活用等は生活困窮者自立支援制度との連動性を考慮して実施するよう努めます。

第6章 生きる支援関連施策

自殺対策とは「生きることの包括的な支援」であることから、庁内横断的に支援体制を推進していくことが重要です。そのため、各課の既存事業で自殺対策と関連のある事業を拾い上げ、リスト化しています。これらの事業については、自殺対策の視点からの事業の捉え方を踏まえ、町の基本施策（5項目）及び重点施策対象者（3項目）に基づき実施します。

【生きる支援関連施策の表の見方】

- (1)担当課:事業等を行う担当課
- (2)事業名(事務内容):事業名、事務内容
- (3)自殺対策の視点からの事業の捉え方:事業の概要及び事業における自殺対策の取組
- (4)施策:本計画の5つの基本施策と3つの重点施策対象者。具体的には以下のとおり。各事業で該当する施策に「●」をつけています。

施策名	表での表記
基本施策 1 地域におけるネットワークの強化	ネットワーク強化
基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成	人材育成
基本施策 3 町民への啓発と周知	啓発と周知
基本施策 4 生きることの促進要因への支援	生きる支援
基本施策 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	児童生徒等対策
重点施策対象者 1 勤務・経営	勤務・経営
重点施策対象者 2 高齢者	高齢者
重点施策対象者 3 生活困窮者	生活困窮者

(1)担当課	(2)事業名 (事務内容)	(3)自殺対策の視点からの事業の捉え方	(4)施策							
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒等対策	勤務・経営	高齢者	生活困窮者
町民課	集団健康診査(特定健診・長寿健診・若年健診・各種がん検診等)の実施	健診を通して、健康に不安を抱える町民や自殺リスクが高いと思われる人は地域福祉課と連携し必要な支援先へとつなぎます。また、健診時に個人問診を実施し、日頃の運動や睡眠等について聞き取りを行い、心身症やうつ病などの早期発見・早期治療へとつなぎます。				●		●	●	●

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策							
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒等対策	勤務・経営	高齢者	生活困窮者
町民課	集団健康診査（特定健診・長寿健診・若年健診・各種がん検診等）の実施	健診を通して、健康に不安を抱える町民や自殺リスクが高いと思われる人は地域福祉課と連携し必要な支援先へとつなぎます。また、健診時に個人問診を実施し、日頃の運動や睡眠等について聞き取りを行い、心身症やうつ病などの早期発見・早期治療へとつなぎます。				●		●	●	●
	集団健康診査（特定健診・長寿健診・若年健診・各種がん検診等）の結果報告会実施	健診結果で個別指導対象者に対し、全体会終了後に保健師や管理栄養士との個別相談の実施を継続します。また、特定保健指導についても保健師が個別に指導を行い、個人で悩まずに相談する機会を設けます。				●		●	●	●
	糖尿病性腎症重症化予防事業	かかりつけ医と保健師等との連携や訪問することにより、家庭環境や家族との関わり等の情報提供を地域福祉課へ行います。	●			●				
	後期高齢者医療保険料の徴収	相談や徴収の過程で、自殺のリスクとなりうる生活困窮を含めた生活上の様々な問題に早期に気づき、支援につなげるため地域福祉課へのつなぎを強化します。	●							●
	国民年金事業	各種手続きや相談の過程で、自殺のリスクとなりうる生活困窮を含めた生活上の様々な問題に早期に気づき、支援につなげるため地域福祉課との連携を強化します。	●							●
	離島割引カードの発行	離島割引カード発行窓口に自殺対策に関するリーフレット等を配置します。			●					
	人権啓発活動事業	全国的に生命・身体の安全に関わる事象や不当な差別やいじめ・児童虐待等痛ましい事案が急増しています。誰もが安心して生活することのできるよう、人権啓発活動の強化に取り組んでいきます。			●		●			
	健康増進計画	策定に当たりライフステージごとに町民アンケートを行い集約し、各分野（心の健康等）の今までの取組や課題を抽出し、自殺対策に関する項目についても改善目標を定め事業を展開していきます。			●	●	●	●	●	
	女性がん検診要精密者訪問	要精密となったことへの不安の緩和や今後の対応への相談ができるよう個別で対応しており継続します。				●				
	女性がん検診・集団健診要精密者フォロー	精密検査を受診することの重要性について伝え、早期発見・早期治療に努めます。また、要精密となった事への不安がある場合、気持ちの傾聴等対象者に合わせて対応します。				●				
	食生活改善推進員連絡協議会の活動支援	食生活改善推進員の支援を通じて個人の生活状況を把握するとともに、必要時には地域福祉課につなげていきます。				●				
	健康教育・健康相談	健康教育ではストレスマネジメントや心身に及ぼす食生活等を取り入れています。また、個別相談等で必要に応じて地域福祉課につなげており継続します。				●				

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策							
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒等対策	勤務・経営	高齢者	生活困窮者
町民課	重複・頻回受診者訪問指導事業	かかりつけ医との連携や訪問することにより、家庭環境や内服状況等の情報提供を地域福祉課へ行いません。	●			●				
	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業	町民課・地域福祉課と情報を共有し連携を図りながら必要な支援先へつなげます。個別相談・健康教育を実施し相談する機会を設けます。	●			●			●	
教育総務課	奨学金に関する事務	資金面の援助にとどまらず、他の機関につなげて包括的な支援を行っていくことが可能になるため、支給対象の学生との面談時に家庭の状況やその他の問題等についての聞き取りを継続します。また、支援先の情報周知を図るため、支給対象の学生に相談先一覧等のリーフレットを配布するようにします。	●		●		●			●
学校教育課	就学の援助など(小中学校)	学校を通じて生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを必要に応じて保護者に手渡します。また、就学援助対象者の経済状況の把握に努め、ケースに応じて地域福祉課につなぐことができるよう留意していきます。	●		●		●			●
	特別支援教育支援員の配置(小中学校)	特別支援対象児童の家庭の状況やその他の問題等の把握に努め、ケースに応じて地域福祉課につなぐことができるよう留意していきます。	●				●			
	児童生徒の見守り体制の充実	関係団体における自発的活動としての研修会で「いのちを支える自殺対策」をテーマとした研修を実施するよう働きかけます。			●					
	学校図書司書配置事業	学校の図書館スペースを利用し、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行い、児童生徒に対する情報周知を図ります。			●		●			
	幼保小中連携事業	自殺のリスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援するため、保育園、幼稚園、小学校、中学校間で、児童生徒の家族の状況等も含めて情報を共有できるようにしていきます。	●				●			
	就学に関する事務	特別な支援を要する児童生徒が学校生活上で抱える様々な困難を軽減するため、各々の状況に応じた支援を関係機関が連携し展開するように努めます。また、保護者自身の負担感の軽減に寄与するため、児童生徒の保護者の相談にも対応していきます。	●				●			
	教職員人事・研修関係事務	教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、研修により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなげる等の対応を取ること等について理解を深めることで、教職員への支援(支援者への支援)の意識醸成につなげます。また、研修資料の一つとして相談先一覧等のリーフレットの配布を行い、教員自身及び児童生徒向けの支援策の周知徹底と活用を図ります。		●	●		●		●	

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策								
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒等対策	勤務・経営	高齢者	生活困窮者	
学校教育課	学校職員ストレスチェック事業	ストレスチェックの結果を活用し、児童生徒の支援者である教職員に対する支援（支援者への支援）の強化を図ります。				●		●			
	スクールソーシャルワーカー活用事業	様々な問題を抱えた児童生徒自身及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定されるため、スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援を行うように努めます。	●			●	●				
	教育に関する調査研究・会議や連絡会の開催等	不登校対策としてスクールカウンセラーの配置や教育相談員との連携強化を図っています。不登校の子どもは本人自身のみならず、その家庭も様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性があります。そうしたリスクに対して、スクールカウンセラーや専門相談員と連携することで児童生徒の家庭状況にも配慮しながら、連携して問題解決へとつながられるように努めます。	●			●	●				
社会教育課	文化施設の管理運営	文化施設利用者からゲートキーパー研修の受講希望があった時は、ゲートキーパー研修を推奨します。		●							
	図書館の管理運営	学校に行きづらい子どもたちも利用しやすい読書環境の充実を図ります。				●	●				
	人権同和教育の充実	研修会の開催や毎月の広報紙に記事を掲載し、誰もが安心して生活することのできるよう、人権啓発活動の強化に取り組みます。			●						
総務課	職員研修	職員に対し、自殺対策について啓発するとともに、ゲートキーパー研修の実施を検討します。		●	●						
	行政相談委員活動の支援	行政に対する苦情や相談に応じ、その問題解決を図る行政相談委員の活動に対する支援を行っており継続します。				●					
	防火対策及び活動費	消防、救急等の活動上必要な資機材の整備と職員の各種訓練、研修、研修等による知識と技術の向上を図るとともに、住民に対する予防広報を行っており継続します。				●					
	交通安全対策に関する事務	交通事故に関する相談や助言等を実施しており継続します。				●					
企画課	商工会に対する補助など、商工業者事業資金信用保証料補助金、商工業者資金利子補給補助金	様々な機会を捉えて、商工会の会員企業に対し自殺対策に関するチラシ配布等を行います。			●						
	集落自立活動支援事業（地域再生交付金）	「話し合い活動」、「高齢者の生きがい対策、見守り活動」、「子育て支援・子ども会活動」等において、地域での支え合いを「生きる支援策」として推進します。				●	●		●		
	町行政情報やまちの話題等の情報発信	関係各課と連携し、広報紙等により自殺対策関連情報の発信を行います。			●						

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策								
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒等対策	勤務・経営	高齢者	生活困窮者	
税務課	国保税の簡易申告	基本的に文書で前年収入額のみ調査を行っていますが、来庁があった場合はあわせて事情聴取を行っています。必要に応じて、地域福祉課へつなげます。	●								
	滞納者の抽出	町税の支払い等を期限内に行えない町民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあたりする可能性が高いため、そうした相談を他課と連携し、様々な支援（生活保護等）につなげられる体制を構築します。	●			●				●	
会計課	税・料の収納業務	住民税や国民健康保険税等の収納業務及び種子島中央体育館等の公共施設の使用料の収納業務を行っており、窓口収納時に、気になる方へ声かけを行うように努めます。		●					●	●	●
	扶助費・補助金等の支払業務	各課から提出された伝票内容を確認し、支払期日までに支払をしており、伝票担当課との連携を密にし、生活困窮者などへ支払を迅速に行うように努めます。				●		●	●	●	
農林水産課	農産物災害対策緊急支援資金利子補給事業	台風等気象災害で農作物に被害を受けた農家が経営改善等のために借り入れた資金の利子補給を行い、農家の経済負担の緩和を図っており、金融機関等に生きる支援に関するパンフレット等を配布することを検討します。			●			●			
	農業機械導入等支援事業	農作物の生産性向上及び労働力の軽減を図るため、機械導入に対する補助を行い、農家の経済負担の緩和を図っており、機械導入相談時に、生きる支援に関するパンフレット等を配布することを検討します。			●			●			
	認定農業者の育成事業	新規就農者等を対象とした技術研修の中で、配布する資料の中に生きる支援に関するパンフレット等を配布します。			●			●			
	畜産経営維持緊急支援資金利子補給事業	畜産農家の複数または高額な借入金を金融機関の長期・低利資金に一括借換を行って償還条件を緩和し、利子相当分を支援することにより、経営基盤の強化を図っており、金融機関等に生きる支援に関するパンフレット等を配布します。			●			●			
	多面的機能支払交付金事業に対する補助	事業開始の年度当初に通知する「安全管理の徹底について」のしおりを送付する文書に同封して、「生きる支援に関する相談先一覧」を含めることを検討します。			●						
議会事務局	議員研修	議員に対し、ゲートキーパー等自殺対策に関わる研修会への参加を促します。			●						

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策								
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒等対策	勤務・経営	高齢者	生活困窮者	
水道課	水道料金徴収業務	水道使用料を滞納している人への督促業務の際に、生活難による滞納か否かの聞き取りや調査を行い、他機関への情報共有を行います。また、滞納金の入金だけに満足せず、滞納者の生活再建も視野に入れます。	●		●						●
建設課	町営住宅申込の相談受付	町営住宅への入居希望者の相談や申込の受付の過程で、自殺のリスクとなりうる生活困窮を含めた生活上の様々な問題に早期に気づき、支援のつなぎを強化します。	●						●	●	●
	町営住宅料の徴収	住宅料の滞納者に対し個別訪問徴収を行っており、徴収の過程で、自殺のリスクとなりうる生活困窮を含めた生活上の様々な問題に早期に気づき、支援のつなぎを強化します。	●								●
	建設工事等の発注	現場監督等、業者の従業員に自殺のリスクとなりうる無理な工期等を設定しないよう働きかけます。				●			●		
空港管理事務所	自殺予防パンフレットの配置	自殺予防パンフレットを空港内に配置し、一人でも多くの空港利用者への問題啓発を図り、自殺防止に努めます。			●						
	空港の空の日イベント	空の日に多くの人々が空港に集まる機会を捉え、他のパンフレットと一緒に自殺予防パンフレットを配布することにより、参加者への問題啓発を図り、自殺防止に努めます。			●						
地域福祉課	介護保険料の徴収	保険料徴収の過程で、自殺のリスクとなりうる生活困窮を含めた生活上の様々な問題に早期に気づき、支援につなげるためのつなぎを強化します。	●							●	●
	介護保険証交付会	介護保険証の交付の機会を捉え、生活機能低下を把握する基本チェックリストを実施し、うつ・閉じこもり・認知等の該当する対象者を把握し、必要時介護予防事業につなげており継続します。			●					●	
	介護者のつどい	介護者が悩みを共有したり、情報交換ができる機会を設けることで、介護者同士の支え合いを推進します。また、専門職やゲートキーパーが参加することで、介護者の異変を察する機会ともなり得るため継続します。	●			●				●	
	認知症サポーター養成講座	認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心が生じたりする危険性もあります。サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、サポーターがそうしたリスクと早期発見と対応等、気づき役としての役割を担える可能性があるため、受講を推奨します。		●	●	●				●	

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策							
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒等対策	勤務・経営	高齢者	生活困窮者
地域福祉課	認知症カフェ	認知症の当事者やその家族、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換できる場を設けることで、支援者相互の支え合いの推進につながるため継続します。				●			●	
	高齢者への総合相談	総合的に相談を受けることで、困難に陥った高齢者の情報をキャッチでき、また、高齢者を取り巻く家族等の支援者への気づきにもなり得るため継続します。	●			●			●	
	自主グループ支援	地域の公民館等で運動、お茶のみ等の集まりの場を住民自らが自主的に展開する意思のあるグループに対し、健康運動指導士、生活支援コーディネーター、看護師等が支援を行っています。集いの場において基本チェックリストを実施し、うつ・閉じこもり・認知に該当する方には、支援を行う中で声かけや身体状況確認を行い、将来的に参加者同士で支え合えるように組織づくりを行っていきます。また、ゲートキーパー養成講座も盛り込んでいきます。		●	●	●			●	
	緊急通報体制等整備事業	通報システムの設置を通じて、独居の高齢者等の連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、必要時には他の機関につなげます。	●						●	
	給食宅配事業	おおむね65歳以上の一人暮らしや虚弱体質又は寝たきり等の高齢者及び身体障害者を対象としており、食生活の改善や健康増進、安否確認、孤独感の解消を図り、訪問し声かけを行うことで変化に気づき、必要に応じて関係機関につなげます。	●						●	
	福祉バス	老人クラブ等の研修及び交流のための福祉バスを運行し、高齢者の教養向上や生きがいづくり、社会参加を促進しています。社会参加の促進により、個々の変化等に早期に気づき、必要に応じて関係機関につなげます。	●						●	
	養護老人ホームへの入所	老人ホームへの入所手続きにおける、本人や家族との面談機会を捉え、必要に応じて関係機関につなげます。	●						●	
	福祉団体の支援	各総会、研修会の参加者に対し、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを配布します。			●					
	地域福祉活動推進事業	地域包括ケアと自殺対策との連動は今後の重要課題ともなっており、地域福祉ネットワークの活動が連動を進める上での要となり得ます。また、相談活動や見守り活動は、地域において自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と支援にもなり得るため継続します。	●			●				

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策								
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒等対策	勤務・経営	高齢者	生活困窮者	
地域福祉課	福祉活動専門委員設置事業	自殺のリスクを抱えた（抱え込みかねない）相談者がいた場合に、その職員が適切な機関につなぐ等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性があるため、福祉活動専門委員にゲートキーパー研修受講を推奨します。		●							
	日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図っています。介護者の心身の負担を図るとともに、対象者への支援を通じて、自殺リスク等の問題にも気づき、必要な場合には支援先につなぎます。	●			●					
	各種障害者関係の福祉手当支給事務	手当の支給に際して、障がい者本人や家族等と対面で対応する機会を活用し、問題の早期発見・早期対応に努めます。	●								
	障がい児支援に関する事務	障がい児を養育している保護者への相談支援の提供を継続することにより、保護者の心身の負担軽減を図ります。				●					
	訓練等給付に関する事務	サービス提供事業所と連携を密にし、障害者の抱える様々な問題について早期に気づき、適切な支援先へとつなげます。	●								
	障害者相談員による相談業務	相談員に気づき役、つなぎ役としての役割を担ってもらうため、相談員を対象としたゲートキーパー研修の実施を検討します。		●							
	小児慢性特定疾病日常生活用具費助成	助成の相談や申請への対応時に状況等の聞き取りを行い、問題を抱えている場合には包括的な支援へとつなげます。	●								
	自立支援協議会等の運営および補助	障がい施策について医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関とのネットワーク構築を図っており、機会を捉えて自殺対策に対する啓発を行います。	●		●						
	理解促進研修・啓発事業	今後の研修会実施において、自殺対策について啓発するとともに、啓発用冊子に相談先や地域の支援機関等の資源について記載することで住民に情報周知を図ります。			●						
	自立支援医療費（精神通院）助成事業	精神障がい者とその家族は、地域社会での生活に際して様々な困難を抱えており、自殺リスクの高い方も少なくありません。助成の相談や申請への対応時に状況等の聞き取りを行い、問題を抱えている場合には早期段階からの支援を通院先医療機関や保健師等と連携し、当人や家族を包括的・継続的に支えていきます。	●			●					

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策								
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒等対策	勤務・経営	高齢者	生活困窮者	
地域福祉課	相談支援体制の整備	相談対応にあたる職員に気づき役、つなぎ役としての役割を担ってもらうため、自殺対策について啓発するとともに、ゲートキーパー研修の実施を検討します。		●	●						
	若年層対策事業	月に1回、心理士の先生を招き、悩みを抱える方へ相談会を実施し、アドバイスや解決を図ります。			●	●					
	地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業	地域包括ケアシステム拠点設置を推進するための様々な協議の場において自殺対策について啓発します。			●						
	各種虐待の対応	虐待への対応をきっかけとして、本人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題も察知し、適切な支援先へとつなげます。	●			●					
	生活困窮者自立支援事業	生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多いことから、自殺対策と連携を密にした事業実施に努めます。	●								●
	生活保護関係事務	扶助受給等の機会を通じて本人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。	●								●
	放課後児童健全育成事業	問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、関係機関へつなげます。	●				●				
	保育の実施	保育士等が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう、保育士等を対象としたゲートキーパー研修の実施を検討します。	●	●							
	子育て相談員の整備	子育て中の保護者から育児に関する各種相談について、必要に応じて関係機関につなげます。	●								
	保育料の納入	保育料を滞納している保護者には、払いたくても払えない様々な問題を抱えている場合があり、必要な支援を受けていない場合もあるため、必要に応じて関係機関につなげます。	●								●
	女性保護	様々な問題の相談に応じており、女性が何かしらの困難に直面した際の最初の相談窓口となっています。相談の窓口となることで、リスクの軽減に寄与します。				●					
	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすい状況にあります。医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会がある際は状況把握に努め、必要に応じて関係機関につなげます。	●								●
	児童扶養手当支給事務	家族との離別・死別を経験している人は自殺のリスクが高まる場合があります。扶養手当の支給機会に状況把握に努め、必要に応じて関係機関につなげます。	●								●

第6章 生きる支援関連事業

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策								
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒等対策	勤務・経営	高齢者	生活困窮者	
地域福祉課	児童手当支給事務	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合があるため、当事者との直接的な接触機会がある際は状況把握に努め、必要に応じて関係機関につなげます。	●								●
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	貸付の前後で、保護者と対面でやりとりする機会を得た場合は、状況把握に努め、必要に応じて関係機関につなげます。	●								●
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	当事者との直接的な接触機会がある際は状況把握に努め、必要に応じて関係機関につなげます。	●								●
	乳幼児等医療費助成事業	乳幼児等の疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって乳幼児等の健康の保持増進を図ることにより養育者の負担軽減を図ります。				●					
	母子手帳交付	手帳交付時の保健師による個別面談の実施を継続し、生活状況の把握、妊婦の不安解消につなげます。				●					
	養育支援訪問事業	新生児訪問や全戸訪問で子育て不安等が強い妊産婦に対し、育児支援や養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・助言等を実施し、必要に応じて医療機関や地域福祉課につなげる等の対応をしております。	●			●					
	産婦健診事業	産婦の母体及び精神状態の把握を行い、支援が必要な産婦に対し産後ケア事業につなげる等の個別支援につなげます。				●					
	産後ケア事業	実施担当者（保健師、助産師等）が利用者の自宅に赴き個別に保健指導や授乳指導等を実施し、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるように支援します。				●					
	にじいろクラス	育児不安の軽減のため、相談支援や母親同士の交流を図っており継続します。				●					
	乳幼児健診	保健師による問診時に、子育てや日常生活における悩み等について把握しています。また、専門職が関わり、子育てにおける困り感に対し対応方法について説明したり、必要時に医療や各関係機関につなぐ支援をしております。				●					
予防接種事業（小児）	乳幼児健診等を利用し、未接種者について個別の対応や予防接種に関する知識の普及、意識の向上に努め、感染症から守られるよう各関係機関と連携しており継続します。				●						

第7章 計画の推進

1 町民等への啓発と周知

行政としての町民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供し、町民が自殺対策について理解を深めることのできる機会を増やします。また、広く地域全体に向けた啓発も強化します。

2 自殺対策を支える人材の育成

町民や様々な分野の関係者等に対し研修を開催し、地域で支え手となる人材の育成を強化していきます。

3 地域におけるネットワークの強化

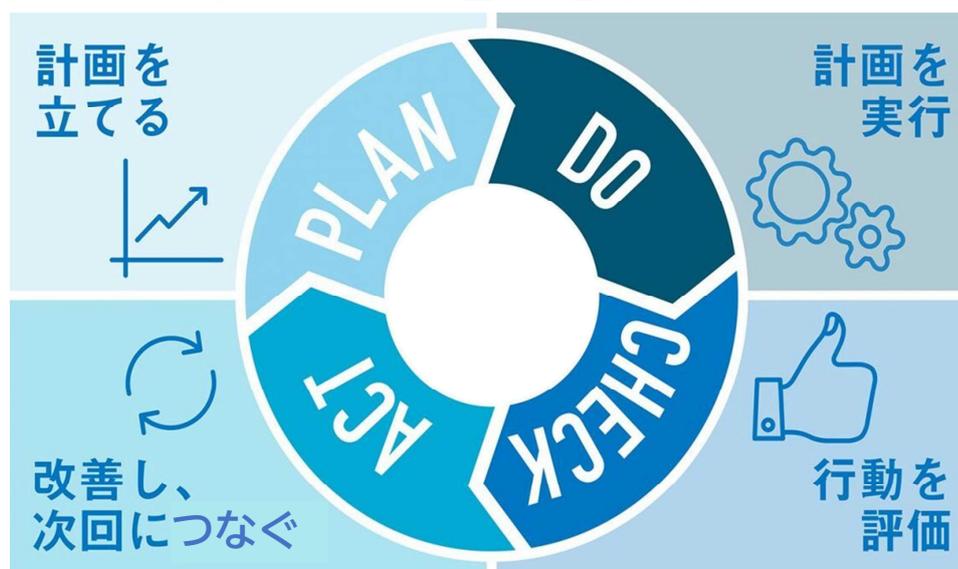
本町で実施している重層的支援体制整備事業との連携を強化し、自殺の危険性が高い者を早期に発見し、早期に支援につなげます。

また、町内外の関係機関との連携強化も、併せて図っていきます。

4 計画の点検・評価

各課から出された「生きる支援関連施策」の進行管理を毎年度行うとともに、計画全体の点検・評価を行います。

【PDCA サイクルに基づく進捗評価】



資料編

1 中種子町自殺対策計画策定委員会設置要綱

令和元年11月1日

告示第111号

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項の規定に基づく中種子町自殺対策計画(以下「計画」という。)の策定のため、中種子町自殺対策計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討し、その結果を町長に報告するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 医療関係団体を代表する者
- (2) 保健関係団体を代表する者
- (3) 住民組織を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第2条の町長に報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 この要綱の施行後、最初に開催する会議については、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則(令和5年告示第102号)

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

2 中種子町自殺対策計画策定委員会委員名簿

No.	区分	職名	氏名	備考
1	委員長	教育長	鮫島 孝則	
2	副委員長	民生委員協議会会長	濱崎 秀志	
3	策定委員	せいざん病院	山下 美穂	医療関係団体代表
4	策定委員	町PTA連絡協議会長	山浦 拓己	
5	策定委員	町自治公民館連絡協議会長	笹川 正	住民組織代表
6	策定委員	人権擁護委員	山本 讓司	
7	策定委員	人権擁護委員	濱脇 時則	
8	策定委員	中種子交番所長	宇都 雅輝	
9	策定委員	納官小学校長	奈良 博一	
10	策定委員	中種子中学校長	上村 勉	
11	策定委員	種子島中央高等学校長	青谷 有美代	
12	策定委員	種子島中央くらし・しごと サポートセンター	元川 真一	
13	策定委員	西之表保健所長	亀之園 明	保健関係団体代表
14	策定委員	熊毛支庁 地域保健福祉課長	宮里 和子	
15	策定委員	中種子分遣所長	丸山 尚人	
16	策定委員	総務課長	上田 勝博	
17	策定委員	町民課長	徳永 和久	
18	策定委員	中種子町保健センター	濱田 詩織	
19	策定委員	地域福祉課長	浦口 吉平	
20	策定委員	地域包括支援センター	野崎 恵	

3 各種相談窓口

●電話相談窓口● 令和7年1月時点での情報です。(※相談日は、基本的に土・日・祝祭日・年末年始の休みを除きます。)

相談窓口名称	相談日・相談時間	電話番号
県自殺予防情報センター	月・木曜日 9:00~12:00/13:00~16:00 ※	099-228-9558
県精神保健福祉センター	月~金曜日 9:00~17:00 ※	099-218-4755
こころの電話	月~金曜日9:00~12:00/13:00~16:30 ※	099-228-9566 099-228-9567
こころの健康相談統一ダイヤル 電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施している「こころの健康電話相談」等の公的な相談機関に接続します。(相談対応の曜日・時間は自治体によって異なります)		0570-064-556
鹿児島いのちの電話	365日・24時間	099-250-7000
#いのちSOS	毎日24時間	0120-061-338
よりそいホットライン	24時間対応	0120-279-338
チャイルドライン (18歳までの子どもがかける電話)	毎日16:00~21:00	0120-99-7777
最寄りの保健所またはお住まいの市町村役場		

●SNS相談窓口● (*) 鹿児島県地域自殺対策強化事業補助金を受けた民間団体のうち、同意いただいた団体についてのみ掲載しています。

NPO法人 ネットポリス鹿児島(*)	目安箱(健康相談) LINE ID: meyasubako <返答時間> 18:00~22:00 (相談は24時間受付) HP: http://npk.sblo.jp/	
一般社団法人 パーソナルサービス支援機構 (*)	おおすみ いのちつなぐほとLINE (大隅地域にお住まいの方) <返答時間> 24時間 HP: https://kanoya-ps.com/	
NPO法人 こどもサポート鹿児島(*)	あったか相談ルーム <返答時間> 24時間 HP: https://www.npo-kosapo.com/	
NPO法人 あいら子育て・地域支援 情報局みちみち(*)	みちみち LINE ID: @811ddvay <返答時間> 8:00~22:00 (相談は24時間受付) 返答時間以外も対応可能な場合があります HP: https://michi-michi-aira.com/	
NPO法人 CDPCサポート(*)	<返信時間> 10:00~17:00 HP: https://resast.jp/inquiry/Zjc4YWEyMTYOY	
NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク	LINE: @yorisoi-chat  チャット: https://yorisoi-chat.jp/ <相談時間> 月・火・木・金・日曜日 17:00~22:30 (22時まで受付) 月・水・金・土曜日 11:00~16:30 (16時まで受付) (厚生労働省「主な相談窓口一覧」より)	

●自死遺族等の分かち合いの会(こころ・つむぎの会)●

内容	大切な人を自死によって亡くされた方が、つらく苦しい気持ちを語り合い、支え合うことで、生きる希望を取り戻していくことを目的とした会	
開催日時	開催日: 原則 偶数月の第2水曜または日曜 (午後1時~受付, 会は概ね2時間) 問い合わせ: 鹿児島県自殺予防情報センター 099-228-9558 (要予約) 詳細: https://www.pref.kagoshima.jp/ae14/kagoshima-mhwc.html (県ホームページ)	

(厚生労働省「主な相談窓口一覧」, 「まもろうよこころ」より) 作成: 鹿児島県自殺予防情報センター(鹿児島県精神保健福祉センター)

第 2 期中種子町自殺対策計画

令和7年3月

発行・編集

中種子町 地域福祉課

〒891-3692 鹿児島県熊毛郡中種子町野間5186番地

T E L 0997-27-1111 F A X 0997-27-3591
